

長年有花

②

特別  
14  
1919  
61





14  
1919  
1

15  
1880  
1

福徳堂

○ 持る所の紙の二端を裁き去りて  
作らる所の紙の裏面を白く染め  
各々の持る所の紙を白く染め  
裁き去る所の紙の裏面に  
白く染め

昭和十六年十月十七日  
市島謙吉



### 佐賀縣知事の失政一斑

佐賀縣知事關清英去明治三十一年始めて佐賀に下車せし以來茲に數星霜、而して我輩彼れの治績を觀るに唯た縣治をして紊亂に紊亂を重ねたるの外一として功績の見るものなきを憾む、蓋し知縣の要は虚心坦懷公正の態度を取り道義を以て經となし法規を以て緯となし努めて民心を收攬し慎んで屬僚を統御するにあり、然るに關知事は事實に於て全く之に反するの行動を爲し佐賀縣をして暗黒の境界に陥らしめ、天下の庶民をして佐賀縣に憲典の光明なく又法規の保護なしと絶叫せしむるに至りたり、嗚呼佐賀縣民の不幸何ものか之に加へん否官紀の紊亂政綱の弛廢豈に之に過ぐるものあらんや、乃ち我輩は左に其失政一斑を序して當局監督官の反省を促かし併せて大方志士の同情に訴へん

### 縣官郡吏の大更迭

(關知事失政の一)

關清英佐賀縣知事となるや先づ佐賀縣下の各郡長に非職を命じ又縣官及び郡書記雇員等の大部分に非職若くは解雇を命じたり、關知事の此の斷行は果して其屬僚を改革せんとの意に出たるや否や、換言すれば老衰事に堪へざる者若くは無能其器にあらざる者を退くるの意なりしや否や、關知事は「然り老衰と無能を退けたり」と言はんも事實は決して然らざるを奈何せん、何となれば其免黜せられたる者にして少壯有爲其事務に熟練したる者多きに居ればなり寧ろ殘留せし一部の屬僚に却て老

衰者あり新たに任命せられし屬僚に無能者少なからざればなり關知事又或は「其退けたる屬僚は進歩黨に心を寄する者と認め此斷行を爲したり」と辨せんか縣郡の屬僚は政務官にあらずして事務官なりヨシ彼等の心中に於て進歩黨若くは政友會に心を寄する者あるとも公然政黨運動に従事せざる以上は濫りに官職を奪ふべからず而して關知事は實に其黜陟を濫行して玉石共に燒き以て縣治澁滞の素因をなし縣民をして關知事は知事更迭ごとに過半の縣官郡吏(事務官)を更迭するの先例を作れりと評せしむるに至りぬ。是れ關知事失政の一と云にざるべからず

### 議員選舉に横暴を逞うす

(關知事失政の二)

明治三十二年府縣制及郡制改正の結果佐賀縣に於ては同年九月縣會議員の總選舉前に郡會議員總選舉を行ふたり而して此時關知事は實に思ひ切たる大々的干渉政略を取りぬ、元來佐賀縣に於ては明治十四五年の頃所謂の民權自由の論議々として天下に呼號せられたる時より爾來貳拾年間九州改進黨、九州進歩黨若くは憲政黨或は憲政本黨と其名屢々變更したるに拘はらず進歩主義を以て一貫したるの處なり隨て其今日に至るまで憲政本黨(進歩黨)に屬する者縣下に於て大多數たり、而して關清英の佐賀縣知事として赴任するや此大多數なる進歩黨を一朝一夕の間に悉く撲滅せんことを企てたるもの、如し、佐賀縣民如何に慙直なるにもせよ貳拾年來扶植したる進歩主義のもの豈に容易く滅亡せんや而して關知事は之を一瞬間に撲滅せんとする抑も妄の妄なるものなり關知事か此の妄にして妄なる策を執るは尙ほ恕すべし然れども法憲を蔑みし人權を抑へ議員總選舉に亂暴狼



藉言語道斷の行動を演じたるは縣民の假借せざる所なり、今其干涉政略の手段數條を略示せん

第一、御用候補者内定 關知事は縣下各郡市より御用派の議員候補者たるべき者貳拾壹名を内定したり而して此内定相談は知事と御用派議員と相提携するの根柢となれり

第二、官吏の勸誘 縣下到る所の警部巡查をして前記御用派議員を選挙すべく各選挙民に説かしたり彼等は之を一人たる資格を以て選挙を勸誘するなりと唱へしが是れ實に大干渉に進むの初歩なりき

第三、利益授與の約言 縣下の各郡町村にて土木補助費の渡若くは山林の拂下を希望する處あれば警官郡吏を派遣し今回選挙に某々(御用派)を選挙せば必ず多分の補助費を下附さるべく又山林拂下を周旋せらるべしと説かしたり(藤津郡小城市、杵島郡等に其例證あり)

第四、授職の内約 家資分散者を郡書記に採用して選挙運動に従事せしめ又選挙終了の後郡書記に採用すべしと約して御用派に引入れ以て其運動に従事せしめたり(杵島、藤津の諸郡に其例證あり)

第五、饗應政略 選挙會の前に際し各郡村に官民懇親會若くは新舊村長送迎會等の名義を以て盛なる饗宴を設け有権者を招き警官郡吏等其酒杯間に斡旋して御用派に投票せんことを勸誘し其饗宴に來らざる者には特に酒肴を家宅に贈り然して其経費は秋毫も徴收せざりき是れ純然たる選挙取締規則違反の行爲なり(神崎、佐賀、小城、藤津、東松浦等の各郡に實例多し)

第六、暴威脅迫 御用派の運動と稱し惡漢無賴の徒五十名乃至百五六十名群を爲して各有権者を訪ひ携ふ所の棍棒刀劍の類を示して脅迫を試み又深夜に閑聲を作りて良民を威迫し田野の作物を毀ひ果實花卉を害したるの反則行爲は枚擧に遑あらず而して巡廻の巡查之を制止せざるのみならず又實に其指揮者となれり、又進歩派の有権者此の惡漢に毆打せられて巡查に訴へしも巡查は遂に省みざりし(三養基、神崎、佐賀、西松浦等の各郡に其實例あり)

第七、毆打創傷 巡查は惡漢を指揮して有権者に脅迫を爲さしめしが遂に毆打創傷を加へ七十餘歳の老翁をして終身不具の廢疾者とならしめたり、而して此の毆打事件と創傷事件は村民の告發に依り司法庭に審問せられて孰れも勅令違反(選挙取締規則違反)并に刑法の罪人として處罰せられたり(西松浦郡、神崎郡の實例)

第八、官選々舉 警部は選挙の當日馬上にて各投票所を巡廻し巡查等に命令して曰く甲某(御用候補者)の票數最早多數なり憂ふるに足らず乙某(御用候補者)の票數未だ多數ならず今より乙某のみ投票せしめよと、又警部は或有権者が進歩派を舉げんとて其氏名の頭字一字を書するを見るやソナキナイ字は役に立たずとて喝破退場せしめ又は姓のみ書き終ればモウ其姓のみにて宜し名を記するに及ばずと欺騙し開票の際には其投票を無効たらしめたり(神崎、藤津諸郡の實例) 選挙の狀態斯くの如し佐賀縣民呼んで民選にあらずして官選なりと云ふも豈に不當の名辭ならんや

第九、偽造の投票 改正府縣郡制は單記自署選挙の制度となしたれば有権者中三割乃至四割の無業者又は旅行病患等の棄権者あるを常例とす然るに或村の如きは有権者殆んど全部の投票を爲し又實際死亡せる者の投票したる者あり、事實上の盲目且無業者にして奇麗なる投票を爲したる者あり而して其實例は御用派多數の町村に於て多しとす、縣民之を偽造の投票と云ふ豈に誣妄ならんや(杵島、東松浦、藤津、神崎諸郡の實例)

第十、嗜着詐欺の抽籤 選挙長御用派に屬する町村投票所に於ける立會人は悉く御用派の人を採用せられたり而して選挙會即ち開票所に於ける立會人は抽籤を以て選定する規定なれども其配與されたる籤は悉く是れ白札にして進歩派の當選したる者一人もなく後方に在りて窺かに袖中を探くり予等當選せりと叫びて當り籤を出したる者悉く是れ御用派の面々なりき、縣民之を歸天齋正一的手品抽籤と云へり(各郡に其實例あり)

第十一、爾餘の不正手段 以上列記の外巡查を投票所内に入れたるか如き、不法の命令を奉せざる巡查を辭職せしめたるが如き、或は小學校教員を不法なる競争場裏に狂奔せしめたるが如き、選挙人の送迎に腕車を供したるが如き、若くは有権者に金錢を投與したるが如き諸種の事項は縱令ひ司法庭に相争ふべき確證を舉ぐる能はずと雖も十日の視る所ろ十手の指す所ろ歴々たる不法背理の事實は一々俵示するに遑あらず

佐賀縣知事關清英は繼令ひ自ら直接に斯る不法背理の行動を爲したるにあらずとて其部下の官僚をして此の行動を爲さしめ又此の行動を爲したる官僚を戒飾せざるは知事として其職責を盡さざる者なり否な自ら此の不法行動を爲したりと云はるゝも決して之を辨疏するの辭なかるべし

### 縣會議員選挙の結果

(關知事失政の三)

不法背理暴力を用ゐて爲したる縣郡會議員選挙の結果佐賀縣に幾多の秕政を生じ又種々の害毒を來すの原因とはなりぬ、抑も改正府縣郡制が連記投票法を變じて單記投票法の制度を爲したるに付ては多數黨多數の議員を出し少數黨少數の議員を出すは任意の選挙に當然來るべきの數理なり、而して此の自然の數理上よりせば佐賀縣は多年進歩黨大多數を占めたるの地なれば縣會議員總數三十名中貳拾餘名は進歩黨之を出し又十名以内若くは十名内外の議員を他の反對黨より出すを當然とす、而るに彼の不法背理暴力を用ゐたる亂暴選挙の結果、少數黨多數黨に勝ち進歩派九名に御用派二十一名(豫定數の全員)を出し天地轉倒の奇顯象を見はしたり

結果斯くの如し關知事は即ち彼の多數なる御用議員を己れの欲する儘に傾使せんとし御用派議員は亦其多數を頼みて貪婪飽くなきの要求を關知事に持込みぬ、故に知事の縣會及び參事會に提出したる諸議案は概ね原案通りに可決確定し敢て議場に花火を散すの論戰を爲すの要なく平々坦々宛かも無人の境を行くが



如し、然れども多額なる御用派の要求は種々あり、曰く某村の土木費に多額の金員を補助せよ、曰く某々の人を縣官郡吏に採用せよ、曰く御用派機嫌の新聞紙に補給せよ、曰く某鐵道布設の先願權を某等に與へよ、曰く某建築の受負を某々に爲さしめよ、曰く何、曰く某、其要求殆んど際限なし、而して關知事は實に其要求の大部分を容れたるもの、如く否を其總へての要求を容れずんば惡政の源泉は忽ちに潰裂暴露せんことを怖るゝに似たり、關知事は御用派議員を奴僕の如く使ふと雖も御用派議員は亦關知事を傀儡にせんと欲しつゝあるなり

### 臨時費の濫用

(關知事失政の四)

明治三十三年春夏の交同年秋季肥筑の野に於て陸軍特別大演習を舉行せらるべく畏れ多くも 天皇陛下御統監として臨御あるべしとの説あり即ち佐賀縣は特に臨時縣會を開きて其準備を爲す所あらんとし縣會議事堂の増築(實は行在所新築)及び土木費即ち道路橋梁改修費并に教育費を合せて拾有餘萬圓の臨時費を可決したり、而るに圖らすも北清事變起り廣島なる第五師團兵の出師となり爲めに大演習の舉行御沙汰止となれり傳へぬ、是に於てや行在所新築は既に其工事に着手したれば中止するに由なく同年十二月下旬に至て僅かに竣工したるも土木費の大部分は未だ支出するに至らずして止みたり、然り臨時會に議決したる臨時土木費の大部分は存在せり而して御用派議員は之を睨んで他に流用せんことを企てぬ、昨年は佐

賀縣に於て螟蝗の爲めに田作を害せられたるもの少なきにあらずとも幸にして暴風雨若くは震火災の損害を蒙らざりしに拘はらず前記の大切なる臨時土木費は輕々參事會の議に附し緊急費として悉く他に流用せられたらんぬ、其流用果して正當なりせば縣民必しも之を不可とせず、又果して緊急の場合なりせば縣民或は之を承認せん、然かれども風火水震の災害なき時に於て漫に緊急と稱するは縣民の首肯せざる所なり況んや其流用は果して如何なる所に爲されたるか明に認識する能はざるに於てをや

是より先き佐賀縣會は明治三十二年十一月の通常會に於て參事會が縣會に代はり臨時議決を爲せし事項は議員の參案に資する爲め次期の通常會に詳細の報告を爲すべしとの議決を爲したり、然るに前記の臨時土木費流用の一件は縣會が最も詳細なる報告に接せんことを希望したるに拘はらず三十三年十一月の通常縣會に於て其報告を爲すを否みたり、蓋し其報告に踟躕せし所以のものは所謂御用派町村に向ひ溜池の改修若くは河川の改修等に支出せられ其支出の公平を缺けるのみならず亦實に緊急工事にあらざりしに因るなり、嗟乎佐賀縣民は年々七十萬圓内外の縣稅を負擔するに尙其追加負擔たる拾餘萬圓の臨時費の大部分は前記の如く煙の如くに消費せられしなり之をしも關知事の失政と云はすして將た何とか云はん

### 御用派議員相互の衝突

(關知事失政の五)



御用派議員は佐賀縣會に多數を占めたれば彼等は前記の如く關知事を傀儡視して諸般の要求を持ち込みたり而して其要求は往々にして御用派中の甲派乙派利害の衝突となり關知事は甲派（江副派）に利せんとすれば乙派（川原派）多數の同情を失ふべく又關知事乙派に益せんとすれば甲派の感情を傷ふ、乃ち關知事は頗る窮迫の位置に立ちしが甲乙兩派の衝突は益々其度を高め亦融和すべからざるの度に達したり然るに甲派が關知事に向ての要求益々峻酷なるを以て既に嫌厭の情を發したる際甲乙兩派益々睽離せしかば關知事は斷然甲派と絶て獨り乙派に結ぶの策に出でぬ、是れ獨り乙派に結ぶとも甲派の少數なる議會に於ては乙派優に多數を占たればならん即ち知事は常に乙派に近きて甲派に遠かり尙ほ一步を進めて乙派をして更に機關新聞（佐賀日々新聞）を發行せしめ以て一舉に甲派の機關新聞（佐賀新聞）を滅亡せしめんと企てたり、是に於て關知事は地方小黨争の盤淵中に陥り否な自ら此の小黨分裂争闘の素因を作り知事の職責たる公平無私の態度は亦執るべからざる境遇に瀕したり

### 縣會議場の大亂雜

（關知事失政の六）

前に記したる臨時土木費の濫用と御用派議員の分裂争闘とは實に佐賀縣會をして一大亂雜の修羅場となすの原因となりぬ、昨三十三年十二月六日甲派議員江副清臣議長として議事を開きしが乙派議員川原茂輔は參事會員を代表して曰く參事會は代議々決を縣會に報告するの責任を有せざるが故に彼の臨時土木費流

用の件をも報告せり云々、議長は曰く其報告を望むは既に縣會に於て昨年議決せし事なれば是非とも報告すべし云々、川原議員は更に曰く昨年縣會の議決は議長未だ當局者に通牒し居らざるを以て議決を遵奉するの義務なし、議長曰く否な其議決は議長に於て確かに通牒し居れり然るに通牒し居らずと云ふは議長を誣ふる無禮の言なり宜しく取消すべし、川原議員曰く否な無禮の言にあらざる云々、是に於て議長は突然川原議員に退場を命じたるが川原議員は自ら退くの色なきを以て書記をして強ひて退場せしめたり、此の一事は固より兒戯に類し殆んど評言を費すの値なしと雖も尙ほ一言すれば川原議員の言未だ無禮と名づくるに足らず而して議長之を以て退場を命せしは早計の甚しきものなりと云はん、然れども其玆に至りし所以のものは前に記せし如く御用派の内訌即ち甲乙兩派の衝突睽離より来る顯象なりと知らざるべからず

翌十二月七日議事は江副議長に依て開かれしが是より先き警部巡查は例になく多數を極め議場の光景何となく異觀を呈したり、果然乙派議員（三好勝一）劈頭第一に發言して曰く「議長閣下の身上に關する事件あれば縣制第五十四條に依り退場せられたし」と、甲派の江副議長曰く事件とは如何なる事なるか若し建議事項ならんには問題となして議會の決を採らざるべからず云々而して議長は尙ほ何事をか演告せんぞしつゝある際乙派の着席議員自席に立ち揚る者あり或は議長壇に近寄り進みたる者あり異口同音に「退場せよ」問題となすの必要なし「警官彼れを引出

せよ」など呼號し乙派議員（副議長久布白兼武）は議長壇下に進み他議員と共に議長の退場を迫り喧々囂々場内の亂雜は殆んど名狀すべからず進歩派議員川崎辰一郎、井原喜代太郎、加藤十四郎等屢々起立して發言を試み其理非曲直を判明にせんことを求めたるも「問題となすの要なし」、「事件を示すの要なし」、「議論に及はず」など叫び衆口喧々の爲めに妨られて果さず、參與員たる書記官及び參事官も亦「問題となすを要せず」とて議長に退場を促したり、而して乙派議員の多數は狂呼絶叫以て警官に執行を求め警部二名巡查七八名亦直ちに場内に亂入して議長の身邊に迫り強制以て議長を退場せしめんとし參與員は敢て之を制止せざりしのみならず書記官は却て「ヤツテ仕舞へ」と指揮したり此際御用派議員河村藤四郎（甲乙兩派中の專屬未明）と進歩派議員井原喜代太郎は書記官の面前に進み此の状態は何事ぞ亂雜此に至つては議會の秩序と體面を全ふる爲め貴官より一時停會を令せられよと請ひしも書記官は「議長の遺方も餘りヒドイデハ無イカ」と云ふのみにて其請に應ぜざりき、而して一方議長席には乙派議員及び警官等議長を強拉せんとし議長は之を拒み組んづ舒ぐれつ相争ひ机倒れ椅子轉び書類亦片々として飛び散場騒然又囂然を極め議長は大喝一聲警官に向ひ誰れの命令に依て予を強拉せんぞとすやと喝破したるが警官は一語の應ふる所なく唯た書記官の指揮に勵まされて無言に強拉し議長は強拉せられながら閉會を命じつゝ遂に場外に出たされたり抑も議長は議會の首脳たり議會の首脳に退席を強ふるは之を強ふべき有力の理由なかるべからず而して其有力なる理由ある時と雖も其理を盡し其手續を履まざるべからざるは言を疎たざる

所なり然るに彼等は唯た簡短に「議長の身上に關する事件」なりとの口實を設け議長肯諾せざるに拘はらず亂暴にも狂呼疾走し剩さへ警察官吏の力を藉りて場外に強拉したり思ふに法律は議長の一身を強拉するが如き處分権を規定せざるが故に議長如何に強情或は專權なるにもせよ之に向て制裁を加ふるに由なし然るに佐賀縣會の乙派議員及警官等が理不盡にも議長を強拉したるは議長權を侵害し議會の神聖を蹂躪したる背法の所爲亂暴の行動なりとす宜なり本年一月中旬に至り内務大臣が斷然佐賀縣會を解散したる事、我輩は内務大臣が縣會解散を以て佐賀縣會の演せし背法の行動を罰したるは適當なる處斷たることを疑はず

而して我輩は關知事が此の縣會亂雜事件に深き關係あることを宥恕寛假する能はず即ち關知事は議長強拉の昨夜即ち六日午後の深更に於て其官邸に乙派議員並に書記官警部長等を會して、秘密の會議を催したり而して其秘密會議には六日の議會に於て乙派の川原議員が退場を命せられたるに付て復仇の策を講し併せて江副議長を排斥せんことを計畫したるは前後の情況及び關知事自ら或人に談話したる所に據て明なり乃ち警察官が例になく多數を以て議場を警戒したるは秘密會議の結果特に命令を與へられたるものにして又其議場に亂入して議長を強拉したるも特に命令を與へられたるを疑はず而して知事代理の參與員は當日特に警察官に向て議長強拉を願使したるにあらずや、凡そ議場の整理を爲すは議長の職權に屬し警察官をして或る處分を行はしむるも獨り議長のみ之を命するを得るなり是れ府縣制第五十九條の明文に據て疑なき所なれば議長の命なきに警察官識



場に亂入せしは不法の行動なり知事監督の下に立てる警察官の不法行動は即ち知事自身の責任なり況んや知事自ら彼の乙派議員と相俟て此の不法行動を畫策したるに於てをや我輩は關知事の此の不法行動に向て充分の責任を負はしめ而して相當の處分を施さるべからざるを信するなり

### 郡町村自治體の破壊

(關知事失政の七)

一昨年九月の縣會及郡會議員選舉に就て關知事が飽まで暴横を極めたることは前記せる所に依て其一斑を知了せらるべし而して關知事は尙ほ之に飽かず更に郡町村自治體に向て大々的干渉を加へ其結果自治體をして殆んど破壊の境遇に陥らしめたり左に其要領を述べん

#### (甲) 名譽職に辭職強要

政治思想進歩せる今日佐賀縣下到處の町村長若くは其他の名譽職に在る者恐らくは全く政黨派に關係を有せざるはなかるべし而して關知事は其町村名譽職特に町村長が進歩黨に同情を表し居るを聞くや百方手段を講じて其地位を奪取せんことを企て執務上秋毫の過失若くは錯誤あれば容赦なく懲罰して其職を去らしめ又職務上過誤の以て咎むべきなき者に向ては例の警官と惡漢とを使用し四五十名乃至百名の群をして辭職勸告の運動に従事せしめ或は圍困を暴らし或は老母を脅かし或は妻子を耻かしめ結局如何に堅忍の志を懷き以て自治制の完全を企圖する志士と雖も斷然其職を擲て身を閑散に養ふに至らし

なし歸宅せよと云ひ其人權を害し官權を濫用する事一々枚舉に違まらず(昨年二三月の頃藤津郡に此實例多かりし)

#### (戊) 自治機關の缺乏

進歩派を苦しむの策として町村長助役若くは議員に辭職せしむるは尙ほ可なり然れども既に此の手段に出でし以上は速に後任者を得て議政機關并に執行機關に缺如する所なからしめざるべからず而して事實は常に之に反し町村長助役等缺員の儘にして半年以上を経過するものあり議員は半數以下にありて町村會を召集する能はざること數閱月に超ふるものあり現今は三十四年度の豫算案を附議すべき季節なるに拘はらず議員の補缺選舉も行はず又選舉名簿をも調製せず隨て町村會を召集せざるものあり自治體の頽廢監督の不行届は目下實に其極點に達したるが如し(藤津、神埼諸郡の實例)

#### (巳) 會計検査の寬嚴

當局監督官の其町村自治體を監督するや町村役員に屬する黨派が御用派たるは進歩派たるに論なく須らく公平正直の手段を取るべき等なるに事實は大に寬嚴の區別あり乃ち進歩派の町村役場には月に三回以上の臨時會計検査を爲しながら御用派の町村役場には月に一回の検査を爲さるることあり甚しきは臨時検査に出張すべしとの内書を發し置きて始めて臨検することあり嗟乎此の如くにして果して監督の責を全ふするを得べきか愚も亦甚しと云ふべし(佐賀、神埼諸郡の實例)

#### (庚) 郡會の不成立

三十四年度藤津郡通常會は昨年十二月八日より召集せられたるが總員十七名にして内八名は御用派に屬し残り九名は進歩派に屬すれども又其内一名は重病

む、而して其辭職は決して町村自治の利益にあらざるは結果の實例能く之を證して明なり(藤津、佐賀、神埼の諸郡に其例證あり)

#### (乙) 町村議員に辭職強要

進歩派の町村長一たび強要せられて其職を辭するや次には進歩派議員に辭職を強要するを例とす、尤も議員に辭職を強要して次に町村長若くは助役に及ぶことあり其前後は敢て一定せずとも雖も要するに進歩派の議員若くは役員と云へば百方計策悉く其職を奪ふにあらずんば止まざるもの、如し(杵島、藤津諸郡の實例)

#### (丙) 報酬の大削減

進歩派の議員に辭職せしめて御用派議員多數を占むるの町村會となるや警官郡吏は先づ其議員に説て進歩派の町村長及び助役を困しむるの第一手段として其報酬額に大削減を行はしむ其一例を挙げんか彼の藤津郡西嬉野村に於て一ヶ年百五十圓の報酬を減して一ヶ年六圓の報酬となしたるは其最も著しきものにして次に暴行脅迫の辭職勸告となれり是れ縣民の所謂「藤津郡の暗黒」なるもの、手始めなりき

#### (丁) 無名の拘置

町村長、助役若くは議員に對する辭職勸告の運動始まるや警察官は其名譽職等を警察署に召喚して長時間署内に留置するを例とす其召喚留置の所以を問へば曰く其所にある水車は卿の所有なるや否を確かめん爲めなり、曰く某處の石は多少通行に妨げあれば之を取除かれんを請求する爲めなりしなと愚にも附かぬ事を述べ甚しきは午前より召喚して午後の深更まで留置し最後に至て最早用

に罹りて出席する能はず正に八名つゝの正半數なるに御用派議員は何等の理由ありてにや八名の者悉く無届の儘一として出席する者なく進歩派八名は日々出席するも定數に満たずして散會し十四日の期間全く一議案をも議了せずして閉會したり、聞くが如くんば斯くして郡長に原案を執行せしめ不言不語の無爲策を以て御用派の全勝とせん計略にして郡長も亦實に其謀計に參與したるなりと、是れ此の一部議員は實に卑屈の精神を以て其職責を空ふする者にして郡長亦之に同情を表するは失態の責を免かれず

#### (辛) 訴願裁決の延滞

關知事が郡町村自治政に向て暴横の政略を取ることを上略記する所の如し左れば人民よりして訴願の提起せらるゝもの一にして足らず現に藤津郡西嬉野村よりは村税賦課上に付き職務管掌村長の處置に向て不服を唱へ其訴願を提出したるは昨年三四月の頃にあり而して其攻撃は縣參事會の不當裁決にも關聯し居れるが爲めにや縣參事會は今日に至るまで何等の裁決を與へず其怠慢延滞は窈かに人民の怒笑惜かざる所にして如何に牽強附會の理由を以て訴願者の敗北に歸せしめんとするも唯此の一事は決して然すること能はざるべしと云へり、理由は是非曲直は兎も角僅か一片の訴願に殆んど一ヶ年を要して尙ほ裁決せざるは延滞の責決して辭すべからず僅か半日の參事會に於て議決すべき事項にして遲滞すること斯くの如し他は推して知るべきなり

要するに關知事佐賀縣に臨んでより郡町村の自治體は壞亂に壞亂を重ね進歩派の公民は自治政に參與するの權なきかの如くに



遇せられ惡漢無賴者益々其威を逞ふして隣佑相助け相親む親族  
的の自治體は偶ま以て疾視反目仇敵の争鬪場と化し去りぬ縣民  
關知事を目するに破戸漢の親玉を以てす豈に故なしとせんや

### 教育家の惶惑

(關知事失政の八)

教育に従事するものは政争以外に特立し専ら青年兒童の教養に  
勉むべきは言ふを俟たざる所なり而して佐賀縣に於ける教育家  
も勉めて政争の渦中に陥らざらんことを期するものゝ如し然るに  
關知事の屬僚なる郡吏警官等は動もすれば御用派最負の教育家  
をして御用派黨勢擴張の手足となさんとし而して其人には等を  
超へて増俸若くは榮轉の便宜を與ふれども其然らずして進歩派  
最負の教育家に向ては帝に増俸せざるのみならず甚しきは其意  
に反して轉校を命じて年功加俸の恩典を褫奪し若くは良教師  
の名ある者をも免黜せんとせり教育家を任免陟黜するの權知事  
及び郡長に存する以上亦奈何んともするなしと雖も當局官斯く  
の如くなるが故に教育者は惶惑措かず強て公權(選舉權、公民  
權)を拋棄する者あり或は故さらに所親の知友と交通を絶ち以  
て無實の嫌を避くるものあるに至れり、嗚呼斯くの如くにして  
何ぞ能く教育者の驥足を展ふるに足らんや又學校教育と家庭教  
育との連聯を結はんとするも得べけんや關知事の公平無私なら  
ざる施政は實に教育の上にも幾多の弊を流しつゝあるなり況  
んや御用派に化せば學校の分離をも速に認可せんなど云つて町  
村公民を威迫するに於てをや彼は實に教育社會をも自家籠籠中  
のものにせんとしつゝあるなり(杵島、神埼及師範學校等に此實  
例あり)

### 營業を妨害す

(關知事失政の九)

左なきだに農工商の營業者は勉めて官邊の機嫌を傷はざらんと  
を期し官邊に向て好意を表すと云はんより寧ろ阿諛すと云ふ  
を適當となす程なるに關知事は此の弱點に乗し營業者を困しめ  
つゝあり即ち彼は縣稅七十餘萬圓の取扱を特に五ヶ年繼續を以  
て或一ヶの銀行に約したり、抑も佐賀縣稅取扱は從來一ヶ年更  
代を以て二三の銀行に命じたるに其前例を破りて五ヶ年繼續と  
したるは縣民の最も怪訝に堪へざる所にして御用派中の乙派  
(參事會員)は其コンミッションを得て新たに一機關新聞を發行  
したりと傳唱せり、又某請負業者に縣立病院の新築を爲さしめ  
乙派亦其コンミッションを獲得したるは事實なり、而して此例  
證は縣稅を利用して巧みに御用派の私利を謀り其一方には營業  
者に無理の冥加金を課するものなれば實際上の營業を妨害する  
や甚たし(佐賀市、杵島郡の實例)

實例は尙ほ此より甚しきものあり有明海に漁業する漁者某一種  
の張切網を發明し莫大の資金を投じて其網を新調し其營業鑑札  
を受け其營業稅を納付し且漁業組合會の經費をも納めて實際の  
業務に従事したるに其營業者が進歩派最負の者たるを聞知する  
や漁業組合長と警官郡吏と相寄り突然右張切網の使用を禁止し  
たり、其張切網は實際上魚類の繁殖上に害ありとせば縣會の規  
定及び組合規約に依り禁止の命を發し能はざるにあらざると雖も  
其之を爲さんには組合惣代の議決を経ざるべからざる規定なる  
に彼等は其手續を履ますして濫りに禁止を命じたり而して當業

者に少なからざる損害を與へたるものなり、故に縣民は之を縣  
知事の責任として其失態に歸せんことを欲し且一方には司法關  
の審判を仰ぎつゝあり(藤津郡の實例)

### 佐賀縣は難治に非ず

(關知事失政の十)

世人往々にして曰く佐賀縣は政争激烈の地なり實業起らず頗る  
難治の縣なりと、是れ皮想の謬見なり、我輩既に前に記せしが  
如く由來佐賀縣は進歩黨大多數を極むるの地にして爾餘の政黨  
政派は寥寥唯た指を屈するに過ぎざるのみ然るに佐賀縣に知事  
たる者往々にして進歩派を撲滅せんことを企て過激なる干渉を  
施したり即ち彼の明治二十五年に於て知事樺山資雄なる者品川  
内務大臣の意を受けて暴惡なる干渉をなして血を流し屍を積み  
降て一昨三十二年知事關清英亦同一の大干渉を爲して佐賀縣を  
混亂せり乃ち明治十七年佐賀縣再置以來同二十四年迄當局知事  
及び縣官郡吏に非違の施政なく最も平和なる縣治を見たるに拘  
はらず二十五年の衆議院議員選舉に一たび縣治を破り其創痍未  
た癒へざるに三十二年再び干渉政略を以て縣治を破りたり、乃  
ち知る佐賀縣の平和を害するは佐賀縣民にあらざりて縣知事に  
あり進歩派にあらざりて御用派にあるを

試に佐賀縣廳の行政事務を見よ書類の不整頓なる勸業事務にま  
れ教育事務にまれ一つとして整然其緒に就きたるものなかるべ  
く屬僚屢更迭して眞に縣治行政上に執掌する者なきか如し、思  
ふに屬僚中或は事務に熟練せる者もあらん又或は行政事務に忠

ならんことを欲する者もあらん然れども縣知事にして自ら政争  
の渦中に陥り其意に合はざるの黨派に向ては汲々として其撲滅  
策に維れ日も給らずんば屬僚に向て時に違法背理の命令を下す  
となきにあらざるべし否な某警部が「進歩黨撲滅に就ては如何  
なる惡手段をも取るべし」と放言して毫も疚しき色なきは關知  
事が如何に暴横の密令を與へたるかを知るに足らん、知事既に  
然り其屬僚の道義を重んじ法規を尊ぶ以て職務に忠實ならんこ  
とを期する者あるも豈に之を能すへけんや縣治行政事務の不整  
理なるは主として縣知事にあり而して縣民にあらざるなり、佐  
賀に知事たる者道義の經法規の緯を以て庶民に臨まば縣治敢て  
難きにあらざるなり  
吾輩は關知事が佐賀縣に赴任せし以來の失政十ヶ條を敷へたり  
此十ヶ條あり而して尙ほ知事を懲罰するに足らざるか今は政友會  
の内閣なり知事に於て政友會に同情を表せば則ち以て之を不問  
に附すと云は、我輩佐賀縣民敢て何ぞか云はん、然れども佐賀  
縣は國家の一部なり縣民は國民の一部なり故に佐賀縣民獨り暗  
黒なる暴横政治の下に屈服する能はず願はくは關知事を懲罰し  
て佐賀縣に憲章の光明を與へ上願はくは公平の牧民官を派して  
縣民に法規の保護を得せしめよ

明治三十四年二月

佐賀縣有志惣代

栗山資四郎謹白





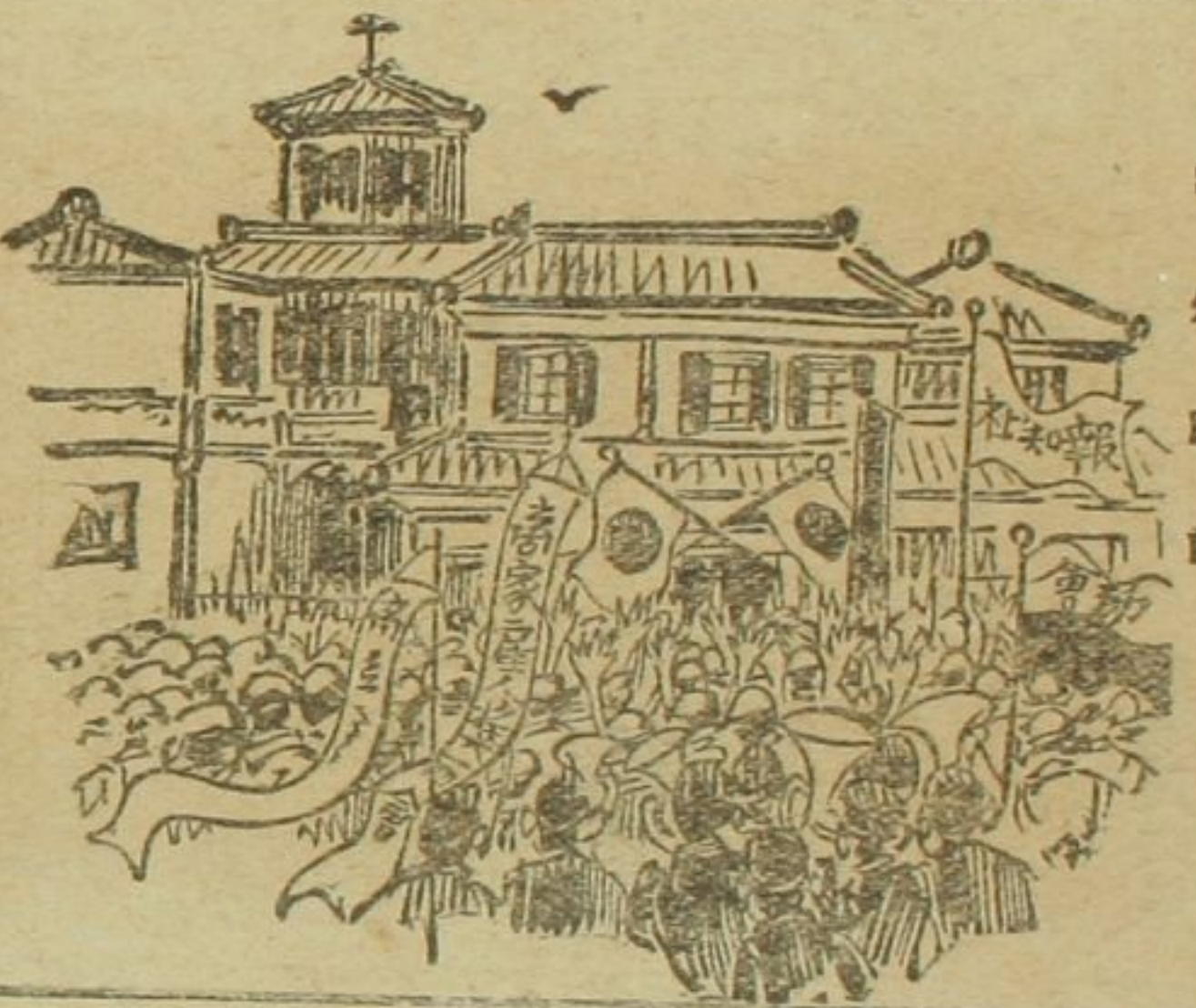






▲式の次第

斯くて午前十一時頃まで上野の會場に  
 参集したる會員は無慮數千人に上り左しも  
 に廣き會場も人を以て埋められん許りに  
 て此間高く會場に吊したる無數の大旗小  
 旗各商店より齎らしたる數十旗の旗飾は雲  
 の如くに翻へり斷え聞なく起る音楽隊の吹  
 奏は上野の山内に轟きわたりて勇ましく  
 ど云ふばかりなし正午十二時君ヶ代の奏樂  
 を以て會を開き一同整然として會場に正  
 列し司會者上島長久氏式場の正面に立  
 式の旨を告ぐ、夫れより司會者再び起立開  
 會の挨拶を通ふ、曰く我報知新聞は多年  
 人問題に付て紙上に論議する所ありしが今  
 回此舉を催すに至りたるは畢竟其平素の  
 論を實行せむが爲に外ならず元來我商家の  
 習慣は歐米諸國と異り主人と雇人とは主  
 といふよりも寧ろ家族的の關係あり其間頗  
 る厚く永久持續し度き美風からず然るに  
 近來歐米各國に於ては社會問題の如きもの  
 ありて其勢亦我れに波及し來らむとする



報知社前

を盡して美風を發揚するの道を講ずると  
 同時に現に異数の忠勤を盡せる雇人其人  
 を表彰して善を奨め能く勵まし之を今に  
 しては商業社會に忠實精勵なる使用人を  
 供給し之を後にしては熱誠明達なる商家  
 の主人を得るの地と爲さんこと余の深く  
 切望して措かざる所なり此に燕詞を述べ  
 て本會の隆興を祝す  
 満場も脱帽して肅然し頗る感動したる  
 色なるを見受けたり次に音楽隊の奏樂あり  
 たる後本會々長箕浦勝人氏賞杯贈與を行  
 はんが爲めに式場に進みたり満場の視線は  
 悉く會長の身邊に集まり聽て會長は一旗  
 の挨拶を爲し、受賞者三氏の德行勲勉を賞  
 揚し審査委員の指呼に應じ三氏交るゝ卓  
 の正面に出で、我社の贈與に掛れる銀杯を  
 受けたり其間委員が一一其の彰功文を朗讀  
 する毎に雷の如き拍手喝采は天地を動かさ  
 んばかりに場の隅々より起り受賞者の名を  
 呼で何君萬歳を唱ふるの聲、さながら三軍  
 の凱歌を聞くが如くに其の勇ましさはい  
 はひ方なかりき  
 右終りて増永信三郎氏受賞者總代として更  
 に大喝采の裡に左の如き答辭を朗讀したり  
 肅て白す生等が平生愛讀する報知新聞



力されひことを希望す云々と大喝采の間に  
 壇を下れり  
 次で名譽會長前島密氏式場に進み、莊重

三枚 上

祝詞

商家雇人の商業社會に於る主人の信任を  
 受けて商機の幾部を分擔するの地位に立  
 てり荷も其職任を誤りて主人に忠なる所  
 以の責務を怠らん乎延ぎて主業の隆盛を  
 害するに至らんと必せり責たる重く任た  
 る大なりと謂ふべし況んや雇人の多數は  
 其期する所商業の素習を得て他日の雄飛  
 に準備するに在り其習慣の良否は直ちに  
 將來に於る商業全般の消長に影響するの  
 地位に在るをや之が風紀を改善し之が發  
 達を助長するは社會重要な事務なりと謂  
 べし  
 惟ふに世運の推移は早晚歐米に行はる、  
 社會的風潮の影響を各級の階級に受くる  
 と同時に商業社會に於る主従の統制も亦  
 た其靜態を保つ能はざるに至るの變無し  
 とせず今に於て深く思ひを茲に致し主従  
 間に於る諸般の秩序を整齊して日進月歩  
 の世運と順應し相併行して戻らざるの良  
 法を案じ長へに商業社會に秩序ある進歩  
 を致さしむるは經世家の深く留意すべき  
 大問題なり報知新聞社茲に見るあり卒先  
 して商家雇人獎勵會を發起し此の問題を  
 解決するの端を開かんとす是れ古の所  
 謂る天の未だ陰雨せざるに迄んで厲戸を  
 網羅するものにして時務の要に當るの舉  
 なり余豈に奮て之を賛せざるを得んや  
 而して我商業社會の靈敏なる深く同情を  
 此新規の企圖に寄せ其第一回の開會に於  
 て此盛況を見るに至りたるは余の大に帝  
 國の爲めに慶賀する所にして今後益々其  
 規模を張り廣く同志を滿天下に求め衆智

を盡して美風を發揚するの道を講ずると  
 同時に現に異数の忠勤を盡せる雇人其人  
 を表彰して善を奨め能く勵まし之を今に  
 しては商業社會に忠實精勵なる使用人を  
 供給し之を後にしては熱誠明達なる商家  
 の主人を得るの地と爲さんこと余の深く  
 切望して措かざる所なり此に燕詞を述べ  
 て本會の隆興を祝す  
 満場も脱帽して肅然し頗る感動したる  
 色なるを見受けたり次に音楽隊の奏樂あり  
 たる後本會々長箕浦勝人氏賞杯贈與を行  
 はんが爲めに式場に進みたり満場の視線は  
 悉く會長の身邊に集まり聽て會長は一旗  
 の挨拶を爲し、受賞者三氏の德行勲勉を賞  
 揚し審査委員の指呼に應じ三氏交るゝ卓  
 の正面に出で、我社の贈與に掛れる銀杯を  
 受けたり其間委員が一一其の彰功文を朗讀  
 する毎に雷の如き拍手喝采は天地を動かさ  
 んばかりに場の隅々より起り受賞者の名を  
 呼で何君萬歳を唱ふるの聲、さながら三軍  
 の凱歌を聞くが如くに其の勇ましさはい  
 はひ方なかりき  
 右終りて増永信三郎氏受賞者總代として更  
 に大喝采の裡に左の如き答辭を朗讀したり  
 肅て白す生等が平生愛讀する報知新聞

は商家雇人を獎勵せんが爲に本日茲に  
 盛會を開き生等三名に授與するに各銀  
 盃一個を以てせらる何の光榮か之に加  
 へん生等専ら主家に仕へて他に誇るべ  
 き功勞無く又た世の模範たるべき事蹟  
 を有せざるに今や獎勵會の表彰を辱ら  
 するは自ら省みて誠に慚愧恐懼に堪へ  
 ざる所なり將來愈々奮發勉勵敢て此光  
 榮を空しくせざらんことを期すべし謹  
 て答辭を呈す  
 明治三十四年二月十一日  
 受賞者 總代  
 應て樂隊は紀元節の曲を吹奏し前島名譽會



長は再び式場に出で、左の如き本會の決議案を提出し、我社の北川變之助氏之れを朗讀したり

**決議案**

一 商家雇人奨励會は之を將來に繼續するの必要を認む

一 本會の趣旨を貫徹する

一 同志を求め、組織を完成すること

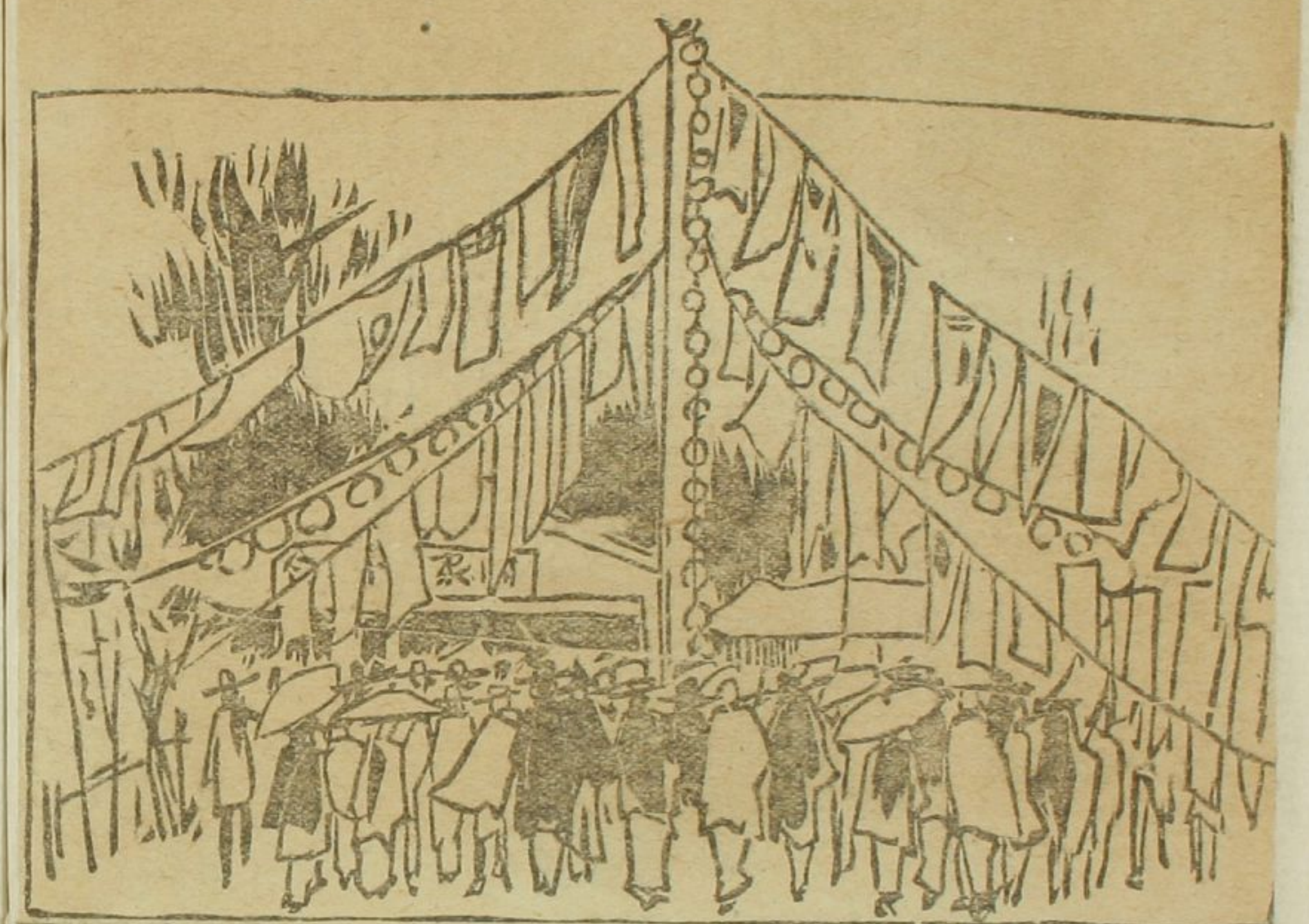
一 前項の組織を期す

一 新報に之を報告す

一 委託す

一 本會は爾後少なくとも

野上



毎年一回大會を開くことを期す

満場は拍手喝采を以て之れを迎へ、満場一致を以て之れを可決したり、尋で樂隊の奏樂ありたる後、會員の自由演説や祝詞やら前後類として起りたるが、孰れも十五六歳より二十前後の少年にして、或は言詰明晰天つ晴れ雄辯小僧といふべきもの、或は意氣勃々未來大商家の抱負を示したるものありて、其の壯快名狀すべからず、其人名を擧ぐれば、岩谷商會員小林七兵衛氏を先登として、徳海屋商會員岩淵藤吉帝國交友會總代飯沼善一郎、樋口米平伊藤鐵太郎井口照太郎安藤繁三郎、小林勇八樋口林三郎の諸氏なり、次に岩谷天狗の音頭を以て、兩陛下萬歳兩殿下萬歳商家雇人奨励會萬歳報知新聞萬歳を唱へ、一同之れに和し、夫れより福引に移れり

**▲同業者の同情**

我社の發起せる商家雇人奨励會は滿都の大歓迎を得て、昨日上野に開會したりしが、我同業二六新報社にては早くも本會の趣意に熱心なる同情を表し、昨日發行の同新聞紙上に於て、雇人奨励會大景氣を題し、「是迄絶えて例の無い催しといひ、一年三百六十三日(盆正月の二日を除く)樂の少ない商家の

雇人を奨励する趣意柄至極結構な次第で、商賈杯云ふケチな根性を持たぬ吾徒は茲に特筆して同社の美舉に大賛成の意を表すのである」といひ、次に本會に對して大要左の如き冀望を述べたり

局外の吾徒が賛成の餘りに所望を申せば、折角の此會を効果無しに終らせたく無いのである、形式的に賞杯を貰ひ、福引や大神樂に浮かれてア一面白かつた散會するだけにと終らせたく無いのである、其式場順序なるものを繰返し見るに「本會組織の決議案提出」とある、組織は無論の事だ、望らくは未曾有なる此會を組織して、最一ツ大切な決議案を出されんとを、夫は外でもない、雇人の休み日をモツツと殖す案を立て、貰ひたいのである、年に唯二日しか休ませずにコキ使ふのは決して人間を取扱ふ法でない、「善く働かざる遊んでゐる原則に服らして第一使ふ所の主人に大の不利益である」と云ふ次第は吾徒の多言する迄もなく、名譽會長以下諸氏の先刻熟知せらるゝ所、爾た本日上野公園に充ち満ちたる會員諸君

全体の希望である、斯かる決議案を提出せよ、委員に附して速に評決せよ、而して活々たる本會の効果を示せ、苟も社會の木鐸たる我々新聞記者の社事として是非共斯く無くてはならぬ

二六子の親切なる注意は我社の深く感謝する所而して、雇人取扱の方法に就ては我社亦多少の宿見なきにあらず、漸を以て之を母間に發表せんとす、二六子幸に意を寛うせよ

**●小僧達の演説振り**

文明の商人は室内に閉籠りて十露盤を友とするが能事にあらず、時には内外商人と折衝して舌戦に勝利を占むる必要あるべし、當日會場に集りたる小僧達は、何れも他日東洋の商權を握るべき文明の商人なれば、此演説會に對して希望を述べ、又抱負を吐露する者のあらんとて、自由演説を許したるに、活潑なる小僧達は、群集中より出で、演壇に上り、或は演説をなし、或は祝辭を述べしに、其演説振り勇ましく人々を感せしめ、其祝辭も會員の云はんと欲する所を云ひ現はし、大喝采を博したり、其人名は上欄に記載せ

しが其の祝辭の中秀逸なるものを選びて、順次紙上に掲載すべし

**●昨日の會場に就き**

朝來曇天なりしか、會員來集の時、未だ雨とならざりしを以て、既定通り進行をなさんずる折柄、ボツと降り出したれば、係員は會場を歌舞伎に轉せんことを謀りしに、會員の熱心なる新行列の整備せる上は、假令雨天たりとも會場に繰込むべし、今更會場を移動かとは申出で續々にして非常の勢力ありたりば、係員も大に感じて、然らば雨を冒して進行すべしと、協議一決して、規定通り進行せしに、幸ひに雨晴れて空前の盛況を見るに至りぬ、此が爲め會員中歌舞伎座、明治座、新富座等を目指して出向きたるもの多かりしが、獎勵會よりは係員出張して上野にて開くべき旨を告げしかば、來集の會員は思ひくりに退散して、夫より上野の會場へ繰込る向も、勢からざりし三座へ出向れたる會員諸君は十分に其意を達せられたし

**●本社電話係の繁忙**

前夜の星月夜俄に曇りて、万餘の獎勵會員何れも芝公園に繰



出さんとする頃よりゴッ〜と降出し一時は晴れようにもなき様なりしより本社の三つの電話器は「モシ〜」と今日の名の電話掛は二時間上野に〜といへる同一電事を繰り返しつゝ耳も聳する騒ぎなりしが階下の受附には「半時間も電話口に立つて居てもお話中とばかりで通じませぬから」と掛け来たる小僧中僧頼んだ意地悪き雨のため一時は社内一同も御同様に氣を揉みたり

### 上野の會場

上野の會場は数日前より準備に着手して昨晩に至り悉く整備したるが其の配置及び裝飾は前號に記載せし通にして先づ式場には國旗及び紅白の幕を以て壯麗なる粧飾を加へ正面には當日の大福引物品を陳列して其前に式臺を設け此處を賞杯授與の場處となし賞杯三個を桐の箱に収めて恭しく式臺の上に安置せり借て式場の右側には音楽隊を置き其左方には授賞者の人名を麗しく張り出し其名譽を表彰し來會者一同



として奮然其志を勵ましむ式場の右側を特別會員席として黄色の徽章を帯びたる人々を整理せしめ前面及び其の左側を普通會員席として赤色の徽章を帯びたるものを整理せしむ、又た後方の林間には無数の床机及び椅子を配置して會員休憩の場處となし其間に淺草藤前林盛堂寄附の喫茶店二箇所吉澤商店寄附の大音響器及びおでん店等を設け万端の用意悉く並ひたりさ只花雨のた

### 入場の光景

め多少の準備を空くせしめられたれども幸ひに午後より晴れたれば格別の不都合もなく來會者をして満足せしめたり

芝より上野に至るの模様は二面に掲載せし通りなるが上野の會場には早朝より係員出張して來會者を待受けしに午前八時頃より雨となりたる爲め折角の計畫も空くするかと天を眺めて晴を祈りしが會員は陰雨にも拘らず九時頃より遅く入場口に詰めかけしかば係員は入場口を開いて會場に入れ芝公園より來るべき行列を待受けぬ、かゝりける内に空晴れ來りて日光を漏し午前十一時と云ふに、長谷川町鈴産商店の一隊先鋒となり岩谷天狗の團體之れに従ひ無数の會員列を正して繰込み來る、音楽隊の吹奏勇ましく大旗小旗をとして麗しななんぞ云はん方なし行列は商品陳列所の横手を廻はり博物館の前に出で夫れより會場に入る、先着の會員は歡呼して之れを迎ふ、會員の行装の潔くは徽章の認めたるは雨を冒して

入りたる熱心の様を見て、一入勇ましく見受けられぬ斯くて正午を以て式を始め同日午後一時より福引を開始し同二時に至りて了り夫れより剣舞、大神樂等の餘興あり午後四時を以て閉會を告げ會員は何れも満足して思ひ〜に退散せり午後よりは來觀の男女雲集して會場の四邊に人の山を築き花見時に倍するの賑ひを見たり其の人氣の如何に盛んなりしかを知るに足らん

### 入口の模様

雇人獎勵會には多數の來會者の混雑を慮ばかり其入口には工夫に工夫を凝し屈曲せる柵を拵へ停車場に於ける切符賣渡場の如き体裁を爲したれば滞りなく一人々々此の受付口に入りて辨當渡場に至り辨當、審判、關子及び福袋福引番號券を貰ひこれはいと腕に餘る持物を持ち其上に傘がある外套がある澤山〜持ち切れないと云ふ始末なりき會場内には辨當を掲げ彼方此方に喫食を爲し辨當の売は山を築かれ満場折を降らしたるが如く團子を頬張るもの辨當の立喰を爲すもの無禮講の中に霽然たる和氣ある

### 行列中の奇觀

これを嬉しかりし當日入口を關門とし百餘名の警戒係は熱心に警戒を加へたれば何等の混雑をも見ざりし

二六社の催し 總て行列の雨を冒して堂々と二六社前に到るや同社の社員は悉く社の三層樓上に集り二旗の獎勵會を待構へ我が音楽隊の奏樂に連れ獎勵會万歳の聲諸共伴の旗を翻へしたるに旗の中には細かに織りたる紅白の紙片を夥だしく捲き込みありし事とて風に伴ふて半空に飄り紅白打交はりて片々颯々満天の大雪一時に空を捲ふに至れるが如く得も云はれぬ趣きなりし

### 道化たる行列

行列は雨の爲めに詮方なしに随分異様な姿も見えしが中に



初には最も道化たる扮装の多し出掛けたりも多かりし中に就て特に目立しは日本橋堀留井上龍七(酒店)の店員一同が大久保彦左の出立にて紀文龜丸の旗を押立てたる白衣の男は密柑を聯ねて樽となし紙製の船を頂きたるが雨の爲にメチャ〜になりたるなど見物なりし其他觀進帳の粉装にて一組をなしたるもあり鹽原多助の昔をかたどりたも見受けたり

行列中の岩天 獎勵會中の大立者となりたるは岩谷天狗にて同商會にては



行列の同所に至るに先ち店員百餘名勢揃へして列に加はり數十名の入夫に大天狗中犬赤天狗青天狗金天狗銀天狗なんど、記したる數十歳の大旗小旗を押立てさせて天狗自身は豫記の如く騎馬にて降りしきる雨の中を悠々と打たせながら時々馬を立て列の前後を見廻はし列の亂れたる時には馬を返して列を正し見物人等が獎勵會方歳の聲を揚ぐる時には一々手を上げて答意を表しながら式場に着せしが路上の見物人等は時時獎勵會方歳の聲を聞きながら、岩天万歳の呼聲を漚らしぬ

▲獎勵會雜況

▲可憐なる見物聞物 少女音楽隊は場内事務所の前に馬車を据ゑこれに十二

三歳の振下げ髪洋装少女数名を打乗せ音楽を奏せしめたるにその趣いかに可憐にて人々思はず知らず脚を止め感に撲れて聞惚れ見惚れざるはなかり



▲退場を命ぜらる

社の人夫某は四合入の正宗瓶に盃を腹掛の中にに入れて會場内に入り酒を飲みながら徘徊し居り時々大聲を揚げて騒ぎ立てたるに不止むを得ず退場を命じたり

▲パノラマ館の混雑

上野のパノラマ館にては獎勵會の主意を賛成して會員一同へ特別割引を爲したる爲め散會の頃には入場者引も切らず果ては満員となりて始末のつかぬ爲め幾度も切符の發賣を中止したる有様なりし

▲岩谷の喫煙室 同室は場内の右方に作りありてテント造の一構へ前に手欄ありて會員は其の手欄を右より左へ抜ける際彼の有名なる岩谷の美人連手づから十萬本の寄附煙草を一々渡す事とて申々に店忙しく「ヤア只の煙草を美人が呉れるのか是非貰はんけれど」とて先を争へるに諍ひなく煙中の煙草中の肅とでもいふ態なり中には「氣まわりが悪く貰ない」とハニカむも愛嬌は折詰拾ひ 式終りて餘興の時刻となるや數千の會員は何れも喰ひさしたる折詰を投げ捨てたるまゝ福引の場に集りたるに不意の外に集りたる幾百の乞食は我勝ちに欄を越えて打捨てたる折詰を拾ひ餘りのすし又は赤飯等をさも嬉しうに頬張るさまは實にや彼の世の餓鬼の供養も斯くやと思はれたり

▲財布の遺失 綿の財布に十餘銀貨五個人もの遺失したる人あり下谷警察署へ保管しあるを以て心當りの方は本社へ申出らるべし

▲大福引の盛況

大福引は當日の大景氣を添え式終りて之れに移るや式場の前は万餘の會員の甘きに就くが如く四方より集り來り執事も「中ッたいな」一番は五十圓の銀時計だぜ「僕は反物でも澤山だ」など口々に言ひ喋り待ち居る内籤を切り始めたりスッこそと會員一同ドヨメ渡りたるが先づ會員より小なき無邪氣の會員三名を選びて式場に上らしめ籤を探らしたるに二三度目には何千何百番と云ふ大なる籤に上りたれば時々「代へろ〜」との聲起るに予時々會員を代へたれど矢張り「代へろ〜」の聲起り終には「大僧を出せな」との聲起るに大僧さんの登場を望み抽籤を請ふて百二十番を繰りしに頗る會員の満足を買ひ大喝采ともし其間各自當り籤を祈らぬはなく「己れのが中て呉れ、ばよい」千三百番を切て呉れ」など大聲を擧ぐるもあり又長き番號を呼出せば「ソナナ電話の番號は感して呉れ」と云ふも大笑ひなりし中り籤の會員は左の如し

- 一 實業寶典 一冊 神田四小川町 本郷長太郎
- 一 雪歌 一足 原澤區六番町 小倉 富松
- 一 ボンズ 一箱 京橋區南區 岡本金太郎
- 一 ボンズ 一箱 日本橋區山町 保阪元次郎
- 一 炭 二俵 芝區南區 風袋 忠吉
- 一 白銅時計 一個 小石川仲宮町十二 白井廣次郎
- 一 寫眞掛 一個 日本橋小傳馬町三十七 吉田 常吉
- 一 帽子と本 同 同區濱町十八 矢作卯之助
- 一 同 同 同區濱町七 荒井 虎吉
- 一 同 同 日本橋區山町二ノ三 清水佐太郎
- 一 同 同 横濱市石川町四ノ七十二 中山 淺一
- 一 同 同 芝區月町十九小笠原久兵衛方 多田 虎吉
- 一 一置天秤 一個 日本橋區 一反一町一ノ三 山崎 豊吉
- 一 炭 二俵 同 本 某
- 一 義士眞筆帖 一冊 同 同 森江 才治
- 一 置時計 一個 同 同 小谷志摩吉
- 一 小倉帯 一本 同 同 長島幸太郎
- 一 同 同 同 同 上原利一郎
- 一 置時計 一個 同 同 川上 直吉
- 一 雪歌 一足 同 同 石井由次郎
- 一 同 一足 同 同 加藤 文吉

- 一 空氣銃 一個 日本橋村松町廿七近江區方 森田直次郎
- 一 天賞銀時計 一個 新橋金六町 片岡洋品店
- 一 寫眞掛 一個 日本橋小傳馬町三十七 吉田 常吉







帝國兩議院議員諸君輒近東京市政ノ紊亂漸ク甚シク、信望地ニ墜チ、市民不安ノ念ヲ抱カサルモノナカリシガ、終ニ昨年未、收賄ノ嫌疑ヲ以テ、市參事會員等ノ繫獄セラル、者八九名ノ多キニ及ヘリ是ニ於テ東京市民ハ益々市政ノ前途ヲ憂慮シ、萬口一聲市政刷新ノ必要ヲ唱ヘ期セスシテ會スル者幾千人、之ヲ東京市民會ノ起端トス、爾來我々ハ焦心苦慮、或ハ事情ヲ監督官廳ニ陳シ、或ハ反省ヲ公吏等ニ促シ一意市政ヲ廓清セントスルモ、奈何セシ民情疏通ノ機關ハ、彼等ノ爲ニ私セラレ、我々ノ進路ヲ閉クニ由ナキノミナラズ、彼ノ巨魁ト目セラル、者ハ、身臺閣ヲ退クニ當リ、聊カ恐懼ノ意ヲ表セシカ如シト雖也、實際世論攻撃ノ源頭タル市政ノ機關ニ蹣跱シ、恬然耻ツル所ヲ知ラズ、尙且彼ノ九名ノ公吏等カ有罪ト決定セラル、ニ至ルモ、毫モ悔悟ノ實ヲ示サズ、從來彼ノ九名ト異軀同心ノ觀アルノ徒ハ、其巨魁ヲ推シテ市會議長ノ職ニ據ラシメ、益々市政ヲ專ニセントス、料ルニ彼等ハ市政ヲ以テ漁利ノ場トシ、之ヲ以テ黨略黨利ノ用ニ供セント欲スルモノ、如シ、果シテ然ラハ彼等カ他日國政ヲ紊亂スル、亦今日日市政ヲ紊亂スルカ如クシ、嗚呼、聖明上ニ在リ、國家立憲ノ政ヲ行ハル、今日、彼等ハ輩穀ノ下ニ在テ公然其橫暴ヲ逞フスル以上舖陳スル所ノ如シ、何ソ其忌憚ナキノ甚シキヤ市政最高ノ監督者タル內務大臣ハ之ヲモ觀過スヘシトスル乎我々甚々此般ヲ訝ル抑モ國家ノ憲制ニ依レハ國政市政自ラ吟域アリ而シテ國政ニ任セントスル見地ヲ以テ旗幟トスル政黨者カ其根據ヲ市政ニ占メントシ制度ノ吟域ヲ超越スルノミナラス爲メニ市政ヲ紊亂スルハ之ヲ市政宣布ノ詔敕ニ考フルモ之ヲ現內閣總理大臣カ結黨當時ノ宣言ニ見ルモ決シテ認容ス可カラス是レ我々カ敢テ東京市政ノ弊事ヲ絮說シ之ヲ兩議院諸君ニ訴フル所以ナリ且我國ノ今日ハ改正條約實施ノ起頭ニ屬シ、列國環視ノ中ニ在リ、國家大小ノ政、完全ニ其實ヲ舉クルヤ否、司直府ノ裁判ハ能ク其權能ヲ全フスル

ヤ否、夫レ此ノ二大問題ハ列國カ我國ヲ輕重スヘキモノナレハ、假令一市政ノ微ト雖也決シテ忽諸ニ附ス可ラス、特ニ一國首府ノ市政ハ、外人ノ最モ注目スル處、全國自治體ノ鈐式スル處ナレバ、諸君カ東京市政ノ情態及之ニ對スル裁判ノ狀況ヲ詳悉スルハ、内外ニ對スル國政ニ就テ、諸君ノ參事ニ價ス可シト信ス、故ニ我々ハ繁褥ヲ厭ハス、市政ニ關スル各種ノ書類ニ依リ、豫審決定書以外ノ事跡ヲ列舉シ以テ諸君ノ閱覽ニ供ス、諸君之ヲ以テ彼ノ豫審決定書ト對照シ、審査一番セハ、市政ノ情況諸君ノ心目ニ瞭然タルノミナラズ、彼等罪惡ノ猶此ニ止マラザルコトヲ知ルヲ得ベシ

第一 (收賄事件豫審決定書第二項參照)  
東京市長ハ三十三年五月廿二日  
水明社製水量水器十二個 此代價金五千一百  
全 二十個 此代價金九十個

水明社製水量水器十二個 此代價金壹萬六千  
全 二十個 此代價金八百六拾圓

六拾七拾圓ニシテ、即チ市參事會ハ市長ノ要求セザリシ量水器ヲモ購買スルコトヲ決定シタルナリ

第二 (收賄事件豫審決定書第三項參照)  
東京市長ハ三十三年三月二十日リエト市水道鐵管會社  
請負鑄鐵管運付違約損害賠償金參萬五千七百九拾貳圓八  
拾四錢、徵收ノ議案ヲ提出セリ、然ルニ市參事會ハ、損  
害賠償トシテ金貳萬圓ヲ徵收スル事ニ改メ、其理由トシ  
テ、

工場ノ浸水及ヒ航海中風波等アリタルニ付キ、宥恕ス  
ヘキ外、同盟罷工、其他止ヲ得サル事實アリテ、遷延  
セリト認定シ得ルヲ以テ、前記ノ如ク更正ス、

ト云ヘリ、依リテ市長ハ、此決議ニヨリ、六月廿日ヲ以テ、  
市會議案水設第三百五十三號ヲ提出セシニ、全月二十二日  
可決シ、請負人ヨリ此違約損害賠償金ヲ徵收シタリ、是レ  
市長以下ノ當局者カ宥恕スベキ、事情アリト云ハサリシ  
ニ、參事會ニ於テ之ヲ宥恕シタルモノニシテ、爲メニ東京  
市ガ損失シタル金額壹萬五千七百九拾貳圓八拾四錢ナリ

第三 (收賄事件豫審決定書第三項參照)  
東京市長ハ、三十三年六月八日  
鑄鐵管三千九百九十八噸七百基ヲ壹噸ニ付金九拾八  
圓、此金參拾九萬壹千八百七拾貳圓六拾錢  
ニテ購買スルコトヲ決議セリ、而シテ右入札ノ結果、セン  
ト、フアブルプラントノ申出、最モ低價ナルモ、猶ホ豫算  
ニ超過スルヲ以テ、東京市長ハ七月九日、一噸ニ付九拾九  
圓四錢、此金參拾九萬七千四百七拾圓七拾八錢ニテ請負  
シタルノ議案ヲ提出セリ、市參事會ハ、容易ニ之ヲ決セサ  
リシガ、七月十七日ニ至リフアブルプラントハ清國事變ノ  
爲メニ運費ニ異動ヲ生シタリトノ理由ニテ壹噸九拾九圓九  
拾五錢ニ増額セシコトヲ申出、七月十九日、市參事會ハ、  
壹噸九拾九圓九拾五錢、此金參拾九萬九千六百七拾圓六錢  
五厘ニテ購買スルコトヲ決議シタリ、故ニ東京市長ハ、之ガ  
爲メニ損失セルコト、貳千九百九拾九圓貳拾八錢五厘ナリ

第四 (收賄事件豫審決定書第四項參照)  
東京市長ハ、三十三年六月十二日  
鉛管一百七萬八千七百五十封度、一封度ニ付九錢六五、  
此金拾萬四千貳百七圓四拾五錢ニテ三井物產會社ニ請  
負ハシメントノ議案ヲ市參事會ニ提出シタリ然ルニ市  
參事會ハ、容易ニ決セザリキ、斯クテ六月廿九日ニ至  
リ、三井物產會社ハ原料暴騰ノ理由ヲ以テ、更ニ拾錢  
ニ直上クセシコトヲ申出テタリ

東京市長ハ六月三十日、一封度拾錢、此金拾萬七千八百七  
拾五圓ニテ、請負ハセントノ議案ヲ提出シ、市參事會ハ、

七月二日ヲ以テ、直ニ決議シタリ、故ニ東京市長ノ損失シタ  
ルモノ、參千六百六拾七圓五拾五錢ナリ

第五 (收賄事件豫審決定書二載セザルモノ)  
東京市長ハ四月二十日  
甲分水栓 二一、五〇〇個 此原積金六萬五千八百圓  
乙水留柱 二一、〇〇〇個

ニテ購買ノ儀ヲ提出シ市參事會ハ四月廿五日之ヲ決議セリ  
此入札ノ結果トシテ、吉村鐵之助、田岡忠次郎、伊東祐信、  
恒川常吉ノ四名、最廉價ニテ金八萬六千四百五拾五圓八拾錢即  
チ豫算ニ超過スルコト、金貳萬貳百四拾五圓八拾錢ナリ、  
依テ更ニ大坂ノ福岡駒吉ヨリ見積書ヲ徵セシニ、此金七萬  
五千九百參拾參圓五拾錢、即チ前四名ノ見積書ヨリモ壹萬  
百拾貳圓參拾錢ノ低價ナリ、依テ東京市長ハ六月廿七日之  
ニ請負ハシタルノ議案ヲ提出シタリ、然ルニ其三十日ニ至  
リ、福岡駒吉ハ違算アルノ理由ヲ以テ、見積書ヲ取消ヲ申  
越シタリ、依テ先キノ四名ニ豫算超過ニテ請負ハシタルノ  
議案ヲ七月三日提出シ、市參事會ハ同十三日之ヲ可決シタ  
リ、故ニ東京市長ノ損失セシモノ、金壹萬百拾貳圓參拾錢ナリ

第六 (收賄事件豫審決定書ニ證據不充分ト記スルモノ參  
照)  
江戸橋架設工事ハ金貳萬四千六百五拾圓ヲ以テ、本間  
英一郎ニ請負ハシメ、明治三十二年六月四日着手、雨  
天除キ二百三十日間ヲ以テ竣工スヘキ契約ヲ爲セルモ  
ノナリ

然ルニ右請負人ハ明治三十三年四月廿三日、延期ヲ出願シ  
タルヲ以テ、同廿六日主任ハ八十日間ノ延期ヲ許スノ案ヲ  
立テタルニ五月八日市參事會ハ三十五日ノ延期ヲ決議シタ  
リ、請負人ハ、五月十七日更ニ延期ヲ再願シ、全二十二日  
主任ヨリ不認可案ヲ提出シ、全二十九日市參事會ニ於テ之  
ヲ決議セリ

請負人ハ、六月六日更ニ延期ヲ願出テ、主任ハ六月廿五日



延期案ヲ提出セリ、然ルニ市参事會ハ之ヲ九月十四日迄留置キテ決議セザリキ、蓋シ一日ノ賠償額四拾九圓參拾錢ナリカ故ニ、此際不許可トナルトキハ、其金額四千七百八拾貳圓五拾七錢トナルナリ  
請負人ハ、九月六日附テ以テ、十月五日迄ノ延期ヲ出願シ、此ニ對シ主任ハ案ヲ立テ、市参事會ハ九月十四日之ヲ可決シタリ

以上第一號ヨリ第五號迄ノ事件ニ由リテ、市ノ損失金合計金四萬參千四百四拾壹圓九拾七錢五厘ニシテ之ニ加フルニ江戶橋ハ今日ニ至ルマテ未タ竣工セザルナリ  
右ニ掲載セル六件ハ、豫審決定書ノ第一、第二、第三、第四ノ三件、並ニ江戶橋事件ニ關係スルモノト、其他該決定書ニ記載セザルモノ一件トニシテ之ヲ該決定書ト對照スルニ彼ノ市公吏等ハ購買ス可キ物件ニ就テハ議ス可キ案ヲ故意ニ替延シ其間ニ價格ヲ増加セシメ徵收スヘキ賠償金ニ就テハ違約者ノ爲メニ理由ヲ設テ其金額ヲ輕減シ或ハ購買物品ノ個數ヲ必要以上ニ増大スル等ノ手段ヲ弄シテ收賄ノ地ヲ爲シタルモノナレバ其情ヲ知ル者ハ決テ彼等九名ニ止マラサルノ理ナリ而シテ大阪ノ福岡駒吉カ見積書ニ違算アルヲ名トシ之カ取消ヲ申立テタル如キ特ニ考フ可キ事情アラシテ此等案件ノ協議ニ參與シタルモノハ市長助役及被告市参事會員等ノ外星亨、江崎禮二、末吉忠晴、高山權次郎等ニシテ又豫審決定書第一項汚物掃除ノ案件ニ就テハ當時ノ市参事會員鳩山和夫モ參與セリ、去レハ此等公吏カ今回ノ不正事件ニ如何ナル關係アルヤハ、今日我々カ未タ明言シ得サル處ナルモ、其大抵ハ知ル可キナリ、然ルニ彼等ノ多クハ、毫モ其職責ヲ省ミス、只管法制ヲ楯トシテ其地位ヲ死守シ、殆ト人間羞耻ノ事アルヲ知ラス、嗟呼何等ノ厚顏何等ノ醜辱ゾヤ而シテ之ヲ 聖明ノ世、輩般ノ下ニ在ル市政ノ現狀ナリトセハ、諸君ハ如何ナル感ヲ起ス可キ歟、夫レ人ヲ見ル者ハ先ツ顔ヲ見、國ヲ觀ル者ハ先ツ都府ヲ觀ル我々ハ慧眼ナル外人ガ之ニ依テ國情ヲ觀破シ窃笑センコトヲ恐ル、

ナリ諸君幸ニ賢察セヨ不宣  
明治三十四年二月 日

### 東京市公民會

○(三) 東京市公民會(三)の  
諸君幸ニ賢察セヨ不宣  
ナリ諸君幸ニ賢察セヨ不宣  
明治三十四年二月 日

### 雲照律師等の托鉢

二十世紀の初に於て東洋に宗教の衝突の劇しかるべきことハ人種の争ひよりも一層甚しいであらうと誰れやらの豫言した處であるさうだが、果せるかな基督教の教師達ハ昨年末に於て二十世紀の大擧傳道といふことを決議し、小崎弘道氏等専ら奔走遊説に勉め外國からも神學者達が援けに來るといふことである、東亞佛敎會といふものゝこれに對抗して起つたものか何うだか知らないが、此頃發表した其の提要といふものハ昨日の本紙第五面に掲げた通り佛敎の力に依つて東洋の人民を啓發しやうといふので、神田錦輝館を佛敎の一大道場とし、日曜學校日曜法話會を開き、布教師を養成し、傳道施本の道を開く等従來行はれた佛敎の布教法を根柢から改めることとし、先づ其の第一

着手として東京市第十五區を托鉢巡化せることになつて、眞言宗の釋雲照律師、天台宗の櫻木谷慈齋僧正、禪宗の渡邊南隱禪師其他數十名の僧侶信者が一昨日から市内と巡り始めだが、これハ兎も角も佛敎徒の一大飛躍で基督教の大擧傳道にも我が宗教界の二大取組である  
乃でこの托鉢の一隊ハ一昨日の朝八時に神田南乗物町の東亞佛敎會事務所を發し萬世橋から大通りを日本橋へ出て、この間通り新石町の二六新報社の前で議經したが其の時雲照律師が香を焚く爲め香爐を求めたので同社の香爐の代りに煙草盆の火入れを出した處が戒律嚴重云雲照律師ハ餘程閉口したといふやうな滑稽談がある、それからこの日ハ通り一丁目の白木屋で晝の齋を使つて眞言律宗の午後になると何も仕舞いと云ふ戒律があるから托鉢を此處に止めた





それから昨日の朝一行の再び白木屋から運動を起して大通りを京橋の假橋から我社の前へ来たので、我社の豫め卓子香爐などを用意して雲照律師以下を迎へ、社員吉田左一郎、杉原忠吉の兩名が熱しく念珠を爪繰りつゝ出で、挨拶した。律師の



麻の法衣に其の老体を包んで、嚴然、肅然、寂然として讀經した。其の徳容の觀るものをして先づ襟を正さしりた。慈雲大僧正も、南隱禪師も、律師と相並で四十名の僧侶を率ひ、二十名の信徒に護られて讀經を始めた。熱鬧なる銀座街頭の一時

清浄なる靈地と化つて佛陀の福音の光明を遍照、八方に輝き渡つた。終つて一行の二組に分れ、雲照律師の方の一組の銀座の西側を、慈雲大僧正、南隱禪師の一組の東側を（挿畫の第一の即ち雲照律師と先頭とせし一組、第二の慈雲大僧正の一組なり）托鉢して淨財を喜捨する家あらば立ち留まつて讀經し、斯くして順次各新聞社を巡り、正午十二時近き頃銀座三丁目の岩谷商會へ入つた。岩谷でい豫て店頭に白の麻の幔幕に例の繻の紋と天狗の面とを染り抜いたのを張り、右の方の二間と一行の休息場に宛て卓子を据ゑ梅の花を活けて待ち受けたが、主人の松平氏の赤の衣服に赤の袴、黒の羽織といふ格装で店員を指揮して接待に勉めて居た。一行の此處で晝の齋と齋ませて、雲照律師の例の如く正午限り何も食ないから此處でこの日の托鉢を止めた。午後になると三浦子爵、織田得郎、島地黙雷、田中弘之等の諸氏が來て法話を試み、隨意諸人に奉聽を許したので、忽ち聴衆の山を爲し室内へ入り得せして表に人塔を作つた程であつた。

今日の亦神田南乗物町の事務所から上野へ行き、伊東松坂屋で休息し、それから引き返して萬世橋から雉子町へ日本新聞の前で讀經し、小川町より今川小路に至り小野金六氏の宅で齋につくことである。







セルモノ既ニ却テ千円  
増額ノ事ハ終了ノ途ニ  
本銀多ク費額ヲ要スル  
待タズ現由内  
當局者財政ノ安排ハ  
甚シク増額ノ事ヲ  
タハシ其ノ言蓋シ  
案ニキモノナシトセ  
氏<sup>國庫</sup>担ノ増加ハ國政ノ  
大事件タハシナラズ  
前年已ニ三億<sup>増</sup>ノ徵課  
由リテ痛ク人民怨嘆  
ヲ招キタル後今日  
當リテ人増額ノ事ハ  
言フ可ラズ況ニヤ政  
府カ理由トセハ所ハ  
北河軍費ノ支出<sup>向</sup>止  
マズ已ニ支出<sup>流用</sup>セ  
基金ノ増補ヲ<sup>し</sup>更  
テ又夕事業公債ノ

小池製

繰上<sup>リ</sup>充ラントスル  
等ニ在リテ減額ノ  
極<sup>ニ</sup>シテ  
ルノ説タリシ認メ  
タハ由リ十一月二十  
五日新  
市ノ開ケル事支  
部大會ニ於テ斯  
ル人眩昧ノ増  
後<sup>事</sup>ハ<sup>此</sup>反  
對セ<sup>テ</sup>シ  
テ<sup>ハ</sup>シ  
月十八日東京  
十九日東京大會  
於テモ全國志士  
輿論ノ所在ニ  
徴シテ北河事  
件其他國庫  
ノ進運ニ  
必要ナル経  
費ノ外ハ之  
ニ<sup>ハ</sup>テ  
宜言<sup>フ</sup>シ  
各段<sup>ニ</sup>シ  
タルモノ  
我カ同志  
ノ<sup>ニ</sup>宜  
當<sup>ル</sup>ニ  
テ  
日<sup>星</sup>ノ  
銀<sup>ハ</sup>カ  
如<sup>シ</sup>  
憲政<sup>ニ</sup>本  
質<sup>ハ</sup>ニ  
ハ<sup>シ</sup>表  
キ  
ニ  
組織  
改<sup>メ</sup>ル  
日  
時  
ニ  
財  
政  
調







しんんノ増収ヲ練習流用スルハ没理義的ノ  
至・ナリ

一 現内閣首相伊藤ハ在會ノ席上自カラ  
行政財政ノ振紊乱ヲ明言シ日ナラズシ  
テ之レカ爾新整理ノ手續ヲ講ズルヲ条件  
トシ増収案ノ賛成ヲ促カセリ夫レ此下  
政府者自家ノ不収マテ覺知シテ之レカ  
乙、着手セント之レ而カモ其ノ着手ハ不日  
ノナリト云フニ於テハ中ノ爾新整理ノ積  
果ヲ觀タリ上ニテ較ノ増ニ中アラハ之レ

小池製

増スヲトナス決シテ遂シトセズ爾新整理シ  
条件トシテ増収ヲ延期スハコソ事理通  
スニナリシテ却テ此ノ条件ト申リテ増収ヲ  
急促スル最モ背理ノ處為ルヲ見ル

二十九日：日本會代議士協會開設サシメ所成ニ  
府案ノ賛成論アリ条件付賛成論アリ全此五封  
論アリ他五論アリ新ニ極々トシテ即決スベクモア  
ラズ則チ數日回ノ熟考ヲナスヲナリしが一百  
餘名ノ代議士中ニ推々ノ意見ヲ持タル者ア  
ノミナラズ尚々或ハ自他ノ間ニ感懐ノ背馳ヲ見



ルニ至ニントシ 形勢ガ甚カク可クテモモノマリ 敵ルニ  
本支ノ根拠地ケナラズトモモ一畧九名ノ日吉  
代領士ヲ有シ而カモ常ニ歩調ヲ同ジクシテ公  
クニ至ニスヲ其カ行方毎ノ如キモノハ全國中一モ  
マハナク 我々代領士ガ本支ノ重視サハト云ハレ  
其ノ責任亦多ク任テ輕シトヤズ 則チ支備九名ハ  
檢校私領公ノ執事ヲ以テ双方備者ノ間ニ 翰旆シ  
我々代領士ノ執事ヲ以テ 事局ノ四滿ニ  
執事ノヤニテシテ常ニモ事 輒チ支備ノ如クナ  
ラス 二月三日再々代領士會ニ於テ僅カニ十名ノ

小池製

多數ヲ以テ増稅體成リ支領トスルニ決シタシ  
凡其ノ懸末多ク 困トヨリ支備九名ノ懸末ニ商  
ヒタレモト云フ可クサレテ及テ對備者ノ後ラニ  
支領ニ直進シ難シトシテ抗領所アリ 院外  
有テノ難起キテ 領備ニ任テ了ル所アリ又  
ルモ一タビ 領備ノ抗領ヲ生じタルノ事局ハ支備ノ收メ  
得可カラズ而シテ一方ニハ増稅案ノ課率會ニ十  
九日ノ日程ニ上ルヲトナリタシバ支備九名ノ日吉  
十七日ヲ以テ支備ノ服竟シテ支領ヲ明ラセタルノ  
止ニ得サレト至リ又







しり得ず事後と及ニテ報先の致すことなり但  
し此際延延也親か時、電音郵信の帯しテ免  
備ノ操守ヲ屬マシ且ツ支那幹事ヲ上京ヤシテ  
奉るべきカヤルヲシメハ其備に於テ百ノ兵ヲ擁ス  
ルノ思ハオナセハ所コシテ深ク感謝ヲ表ヤスハア  
カサリ

若し夫し今後ノ虚言に至リテハ悔きノ方法ニ由  
リテ免備ノ意見ト至ル所ノ思留トシ協合シ大  
ニ奮闘シテ凝ラス所ヲラシトス但外は陸海軍ニ向  
テ一言ハ固ク必要ナルモノ他ナシ免備今ヤ

小池製

増収可及ノ浮揚ハ必シテ喜政事考ト分離スル  
ニ至リト其毛其ノ平性持テハ所ノ内外政策ニ  
見テ於テハ固ク其ノ時一々ノ事考ノ為メニ  
カハキモ此が見キ免備ハ

一内ニ対シテハ慎重セシ官僚ノ暴乱ト浸潤  
セル社会ノ存敗トシテ寫スルノ主義ヲ固持  
シテ下シ醜惡ヲ排シ現内閣ヲ排トシ内対  
的反対ニ立ツ  
一外ニ向テハ進取自主ノ方針ヲ取リ國權國利  
ノ維持振振ニ於テ一歩も他ニ侵ス所ナク一朝



種なきアルマニニ手我カ國民の爲ノ哀カク  
況テ之しこきんコラ特ヤ公海にテ世升硬ノ  
事音ン海一かん丁

中ノ二年ノ要説ハ夢寐ノ間ニ版権ヲシテ忘シカ所  
ナリ 拒書ハ其法ハ其書ニ意ヲ字ニ入ルカウナリ  
以テ満志ニ幸ニ

明治二十二年二月

○此の家を説くは斯く新しき法に海リて其家  
と一画の文字トも出でて其家を之ハ松永貞徳  
年寄とてく侍の浮世知性也余は之を直に履ス  
おけいけいけいおきけいけいおきけいけい  
そのそのそのそのそのそのそのそのそのその  
と信しと久徳のそのそのそのそのそのそのその  
久徳と父孫と子の其も其も其も其も其も其も  
田舎のそのそのそのそのそのそのそのそのその  
リンとリンとリンとリンとリンとリンとリンと  
そのそのそのそのそのそのそのそのそのその

○田舎のそのそのそのそのそのそのそのそのその  
也今そのそのそのそのそのそのそのそのその



のゆかちとさたのり

鷹の白湯を糺す糸の二股あらし其に赤  
根字氏旭庵の印を固くおぼろしき  
ふ或陽宮の意おぼろし雨後字成  
体は厚を造り結してそのまをり  
すすもく今之のを鑑るる大凡中  
十寸厚六七分形ありく背に及し  
其字ありおしすもく細に布目を  
縦に産目を施し楷を井桁を画き  
用後たる長直の中自ら古推可  
推しつとくし之をも今代想  
推しつとくし之をも今代想

しを同のりしはききあし  
白う其糸名の糸をひき  
しを同のりしはききあし  
しを同のりしはききあし

高城に掛るる人

ゆかちのものに  
しを同のりしはききあし

○しを同のりしはききあし  
の糸をひきおぼろし  
るる糸を糸の糸を  
しを同のりしはききあし  
しを同のりしはききあし  
しを同のりしはききあし















廿のころに遊んでゐるうちに、  
リをいつかあつた。お任せの  
ある、文の付の紙の裏に、  
とある。そのころの、  
あつた。まゝの、

○去井言ち、  
とある。これ、  
年一、  
は、  
論、  
ん、  
あ、

○大人、  
とある。ハ、  
とある。大、  
○衆、  
流、  
とある。生、

とある。大、  
○衆、  
流、  
とある。生、



# 議 長 指 名 委 員 指 定 割

第十回	第九回	第八回	第七回	第六回	第五回	第四回	第三回	第二回	第一回	
五	四	五	五	四	五	五	五	四	五	政友會
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	憲政黨
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三俱樂部
〇	一	〇	〇	一	一	〇	〇	一	〇	帝國黨
一	一	一	一	一	〇	一	一	一	一	無所屬

明治三十四年二月廿日改

議長の指名委員指定割  
 政友會 憲政黨 三俱樂部 帝國黨 無所屬  
 第十回 第九回 第八回 第七回 第六回 第五回 第四回 第三回 第二回 第一回



その後改定しそのともせに仔細を三回修正し  
第一回修正し第二回修正し第三回修正し  
○満洲の形勢を考察し母国を牛馬に  
我を我と見せし前年を杜山地を  
カ行を招きし記中をうと記せし  
る母国中の記也

# 滿洲問題調査報告

以印刷換筆寫



三月廿七日  
三月廿八日  
三月廿九日  
三月三十日  
三月三十一日  
四月一日  
四月二日  
四月三日  
四月四日  
四月五日  
四月六日  
四月七日  
四月八日  
四月九日  
四月十日  
四月十一日  
四月十二日  
四月十三日  
四月十四日  
四月十五日  
四月十六日  
四月十七日  
四月十八日  
四月十九日  
四月二十日  
四月二十一日  
四月二十二日  
四月二十三日  
四月二十四日  
四月二十五日  
四月二十六日  
四月二十七日  
四月二十八日  
四月二十九年  
四月三十日  
五月一日  
五月二日  
五月三日  
五月四日  
五月五日  
五月六日  
五月七日  
五月八日  
五月九日  
五月十日  
五月十一日  
五月十二日  
五月十三日  
五月十四日  
五月十五日  
五月十六日  
五月十七日  
五月十八日  
五月十九日  
五月二十日  
五月二十一日  
五月二十二日  
五月二十三日  
五月二十四日  
五月二十五日  
五月二十六日  
五月二十七日  
五月二十八日  
五月二十九日  
五月三十日  
六月一日  
六月二日  
六月三日  
六月四日  
六月五日  
六月六日  
六月七日  
六月八日  
六月九日  
六月十日  
六月十一日  
六月十二日  
六月十三日  
六月十四日  
六月十五日  
六月十六日  
六月十七日  
六月十八日  
六月十九日  
六月二十日  
六月二十一日  
六月二十二日  
六月二十三日  
六月二十四日  
六月二十五日  
六月二十六日  
六月二十七日  
六月二十八日  
六月二十九日  
六月三十日  
七月一日  
七月二日  
七月三日  
七月四日  
七月五日  
七月六日  
七月七日  
七月八日  
七月九日  
七月十日  
七月十一日  
七月十二日  
七月十三日  
七月十四日  
七月十五日  
七月十六日  
七月十七日  
七月十八日  
七月十九日  
七月二十日  
七月二十一日  
七月二十二日  
七月二十三日  
七月二十四日  
七月二十五日  
七月二十六日  
七月二十七日  
七月二十八日  
七月二十九日  
七月三十日  
八月一日  
八月二日  
八月三日  
八月四日  
八月五日  
八月六日  
八月七日  
八月八日  
八月九日  
八月十日  
八月十一日  
八月十二日  
八月十三日  
八月十四日  
八月十五日  
八月十六日  
八月十七日  
八月十八日  
八月十九日  
八月二十日  
八月二十一日  
八月二十二日  
八月二十三日  
八月二十四日  
八月二十五日  
八月二十六日  
八月二十七日  
八月二十八日  
八月二十九日  
八月三十日  
九月一日  
九月二日  
九月三日  
九月四日  
九月五日  
九月六日  
九月七日  
九月八日  
九月九日  
九月十日  
九月十一日  
九月十二日  
九月十三日  
九月十四日  
九月十五日  
九月十六日  
九月十七日  
九月十八日  
九月十九日  
九月二十日  
九月二十一日  
九月二十二日  
九月二十三日  
九月二十四日  
九月二十五日  
九月二十六日  
九月二十七日  
九月二十八日  
九月二十九日  
九月三十日  
十月一日  
十月二日  
十月三日  
十月四日  
十月五日  
十月六日  
十月七日  
十月八日  
十月九日  
十月十日  
十月十一日  
十月十二日  
十月十三日  
十月十四日  
十月十五日  
十月十六日  
十月十七日  
十月十八日  
十月十九日  
十月二十日  
十月二十一日  
十月二十二日  
十月二十三日  
十月二十四日  
十月二十五日  
十月二十六日  
十月二十七日  
十月二十八日  
十月二十九日  
十月三十日  
十一月一日  
十一月二日  
十一月三日  
十一月四日  
十一月五日  
十一月六日  
十一月七日  
十一月八日  
十一月九日  
十一月十日  
十一月十一日  
十一月十二日  
十一月十三日  
十一月十四日  
十一月十五日  
十一月十六日  
十一月十七日  
十一月十八日  
十一月十九日  
十一月二十日  
十一月二十一日  
十一月二十二日  
十一月二十三日  
十一月二十四日  
十一月二十五日  
十一月二十六日  
十一月二十七日  
十一月二十八日  
十一月二十九日  
十一月三十日  
十二月一日  
十二月二日  
十二月三日  
十二月四日  
十二月五日  
十二月六日  
十二月七日  
十二月八日  
十二月九日  
十二月十日  
十二月十一日  
十二月十二日  
十二月十三日  
十二月十四日  
十二月十五日  
十二月十六日  
十二月十七日  
十二月十八日  
十二月十九日  
十二月二十日  
十二月二十一日  
十二月二十二日  
十二月二十三日  
十二月二十四日  
十二月二十五日  
十二月二十六日  
十二月二十七日  
十二月二十八日  
十二月二十九日  
十二月三十日

本年一月二十八日采女町精養軒ニ開會セル第廿九回江湖俱樂部例會ニ於テ諸君ヨリ調査ヲ附托セラレタル滿洲問題ニ關シ爾來下名等ノ調査シ得タル結果ノ概要左ニ報告ス

調査委員

花井 卓藏  
小川 平吉  
中西 正樹  
安藤 久三郎  
鹽谷 五十足

明治三十四年

二月十八日













三後を改むし其のよきを  
 範國の事なりとて  
 〇満洲の事なりとて

告ガ吾人ニ證明スルノミナラズカノ露國政府ガ西比利鐵道ヲ速成セ  
 ンガ爲メニ特ニ各省大臣ヲ以テ議員トナセル鐵道會議ヲ設ケタルヨ  
 リシテ其以後比年發布セラレタル東方經營ノ命令ニ觀ルモ又其軍隊  
 ノ行動配置拓殖ノ方法都府ノ設計等ニ觀ルモ其目的ノ滿洲薈捲ニ在  
 ルヤ瞭々トシテ火ヲ賭ルヨリモ明ナリ今北清事變以來彼レノ列國協  
 同以外ニ於テ滿洲ニ對シテ如何ニ行動セシヤヲ觀レバ思ヒ半ハニ過  
 シルモノアラソ

義和團ノ徒初メ其暴舉ヲ直隸ノ野ニ舉クルヤ各國ノ公使等茫然顧  
 ミル所ナキニ際シ露國ハ早クモ數千ノ兵ヲ旅順ヨリ天津ニ送り本  
 國ヨリモ亦數萬ノ兵ヲ東洋ニ輸送シ哥薩克兵數大隊砲兵中隊若干  
 並ニ步兵聯隊ヲ召集シ烏港要塞砲兵大隊ノ編制ヲ變シテ新ニ要塞  
 砲兵ニ大隊ヲ編制シ其他土耳其斯坦軍管區軍隊ノ移動ヲ行ヒ滿洲  
 ニ接スル黑龍江西比利兩軍管區及土耳其斯坦軍管區ノ一部ヲ動員

セリ政府ハ動員ノ命ヲ受ケシ軍隊諸部ノ損失ヲ慮リ數箇ノ豫備騎  
 兵中隊ヲ編制シテ之ガ補充ニ充テ又醫療上ノ需用ヲ満足スルガ爲  
 ニハ歐露ノ野戰病院十二ヲ動員シ其外各種ノ後衛兵輜重隊車馬隊  
 ヲ組織シテ諸般ノ準備ニ充テ軍隊ノ司令統轄ヲ整フルニ四箇ノ最

高團體即チ軍隊ヲ設ケテ軍隊間ニ配置セリ  
 是等ノ整備成ルヤ露ハ主動的ノ態度ヲ取リ滿洲ニ對シ包圍追撃ヲ  
 行ヘリ即チ今其ノ煩ヲ避ケテ假ニ一軍二軍ノ名稱ヲ付ス以下之ニ從フ

露ノハイラルヨリスル第一軍(ハイラル隊ト稱ス)トスアルロ  
 フ少將之ヲ帥フ  
 露ノ武府ヨリスル第二軍(アラゴエチエンスク隊ト稱ス)トスレ  
 ヲチンカレフ少將之ヲ帥フ  
 露ノ哈巴ヨリスル第三軍(松花江隊ト稱ス)トスハロフ少將  
 之ヲ帥フ別ニニコリスクヨリチヤコフ少將ノ一隊南下スル



三月廿七日  
 露ノ浦蘆及波些越德灣ヨリスルヲ第四軍トスクレヲヤノスキ  
 一少將後アイグストフ少將之ニ代ル之ヲ帥フ  
 露ノ旅順ヨリスルヲ第五軍トス歐洲ヨリ來レル混成旅團(步兵一  
 大隊砲四十門騎兵三  
 中隊騎道隊十中隊)ヨリ成ルスポテチ中將之ヲ帥フ  
 露ノ聯合軍ノ一半山海關ニ向ヘルヲ第六軍トスリテ井ツチ中  
 將之ヲ帥フ  
 此軍隊ハ如何ナル運動ヲ爲セシカ左ノ日誌ヲ看テ之ヲ詳ニスベシ  
 五月  
 二十六日  
 (保定府ニ義和團起リ官兵ヲ襲フ)  
 二十八日  
 (義和團電線ヲ破壊シ外人及外教徒ヲ迫害ス)  
 三十一日  
 (日二四英七五米五二伊四〇佛七五露七五)ノ兵士三百四十餘北京ニ  
 入ル  
 六月  
 十日  
 (シーモール中將英米露日伊埃獨佛等八國ノ水兵二千餘ヲ率テ公使  
 館救護ノ途ニ上ル)  
 十一日  
 (杉山書記生殺サル)  
 十三日  
 (獨逸公使殺サル)  
 (佛國外務次官ハ議院ニ於テ曰ク  
 「雲南ニ於ケル佛人ニ合センガ爲ニ兵ヲ送ルコトアルベシ決シ  
 七

アリ  
 露ノ浦蘆及波些越德灣ヨリスルヲ第四軍トスクレヲヤノスキ  
 一少將後アイグストフ少將之ニ代ル之ヲ帥フ  
 露ノ旅順ヨリスルヲ第五軍トス歐洲ヨリ來レル混成旅團(步兵一  
 大隊砲四十門騎兵三  
 中隊騎道隊十中隊)ヨリ成ルスポテチ中將之ヲ帥フ  
 露ノ聯合軍ノ一半山海關ニ向ヘルヲ第六軍トスリテ井ツチ中  
 將之ヲ帥フ  
 此軍隊ハ如何ナル運動ヲ爲セシカ左ノ日誌ヲ看テ之ヲ詳ニスベシ  
 五月  
 二十六日  
 (保定府ニ義和團起リ官兵ヲ襲フ)  
 二十八日  
 (義和團電線ヲ破壊シ外人及外教徒ヲ迫害ス)  
 三十一日  
 (日二四英七五米五二伊四〇佛七五露七五)ノ兵士三百四十餘北京ニ  
 入ル  
 六月  
 十日  
 (シーモール中將英米露日伊埃獨佛等八國ノ水兵二千餘ヲ率テ公使  
 館救護ノ途ニ上ル)  
 十一日  
 (杉山書記生殺サル)  
 十三日  
 (獨逸公使殺サル)  
 (佛國外務次官ハ議院ニ於テ曰ク  
 「雲南ニ於ケル佛人ニ合センガ爲ニ兵ヲ送ルコトアルベシ決シ  
 七



三月廿七日  
 露國砲兵隊築城隊及狙擊兵二聯隊ヲ極東ニ派遣ス  
 六月  
 日本出兵ニ決ス  
 清國ノ兵備左ノ如シ  
 天津 二五〇〇〇乃至三〇〇〇〇

テ征服ノ意アルコアラズ

十四日

(露兵二千餘大沽ニ上陸ス)

十七日

(聯合軍大沽砲臺ヲ陥ル)

(英國領事ハ劉坤一ヨリ自ラ楊子江沿岸ノ保護ノ任ニ當ルコト及他國軍艦ノ進江ヲ許サバハルコトノ承諾ヲ得)

二十三日

(聯合軍天津ニ入ル)

(露國黑龍江軍ノ補充西比利亞黑龍江地方ノ豫備召集ヲ發ス)

二十四日

(露國政府ハ露軍ヲ清國ニ止ムルハ清國政府ヲ援ケテ秩序ヲ回復スルコトヲ敢テ他志アルニアラザルコトヲ宣言ス)

二十六日

(シーモール中將天津ニ還ル)

(清國總督巡撫ニ對シ外防ニ努力セヨトノ上諭出ヅ)

二十七日

(聯合軍東機器局ヲ取ル)

二十九日

(露國關東州ノ豫備兵ヲ召集ス)

(露國砲兵隊築城隊及狙擊兵二聯隊ヲ極東ニ派遣ス)

七月

六日

(日本出兵ニ決ス)

(清國ノ兵備左ノ如シ)

天津 二五〇〇〇乃至三〇〇〇〇











三月廿七日  
 露ノ第一軍ハハラルヲ取ル  
 露ノ第二軍薩哈連ヲ取り其要塞ヲイソヤ  
 (或ハ曰ボストイリンスキ  
 一ト改ム)  
 露ノ第五軍牛莊ヲ占領ス  
 露ノ第二軍愛蓮(黑龍江城)ヲ陷レ其城ヲマリヤアグダラ(或ハ曰スウ  
 ヤツイアリマグドスイ)ト改稱ス  
 聯合軍北倉ヲ占領ス  
 (英將シイモール中將楊子江沿岸ノ地ヲ鎮撫ス)  
 露ノ第三軍三姓城ヲ陷ル  
 聯合軍楊村ヲ占領ス  
 (李鴻章媾和全權ニ任ズ)  
 劉坤一ノ抗議ニ拘ラズ英兵二千上海ニ上陸ス  
 獨露皇帝ノ協賛ニ依リ元帥ワルデルセー伯ヲ聯合軍ノ總指揮官ニ  
 任ズ  
 十四日  
 (北京陷ル)  
 十五日

十四

(黑龍總督ハ陸軍大臣ニ同地方占領五十年ノ祝電ヲ發シ戰爭ニ依リ  
 江ノ全部ヲ露領ニスルノ大事業ヲ堅固ニスルコトヲ述ベタリ)  
 (西北利軍團長リチキチ中將天津ニ到リ露軍ノ司令官ニ任ズ)

二日

(露ノ第一軍ハハラルヲ取ル)

(露ノ第二軍薩哈連ヲ取り其要塞ヲイソヤ(或ハ曰ボストイリンスキ  
 一ト改ム))

四日

(露ノ第五軍牛莊ヲ占領ス)

(露ノ第二軍愛蓮(黑龍江城)ヲ陷レ其城ヲマリヤアグダラ(或ハ曰スウ  
 ヤツイアリマグドスイ)ト改稱ス)

五日

(聯合軍北倉ヲ占領ス)

(英將シイモール中將楊子江沿岸ノ地ヲ鎮撫ス)

八日

(露ノ第三軍三姓城ヲ陷ル)

(聯合軍楊村ヲ占領ス)

十一日

(李鴻章媾和全權ニ任ズ)

十二日

(劉坤一ノ抗議ニ拘ラズ英兵二千上海ニ上陸ス)

十三日

獨露皇帝ノ協賛ニ依リ元帥ワルデルセー伯ヲ聯合軍ノ總指揮官ニ  
 任ズ

十四日

(北京陷ル)

十五日



三月廿七日  
 露國ハ牛莊港露國假民政施行規則ヲ作ル  
 露國ハ第二軍黑耳根城ヲ取ル  
 二十日  
 清帝都ヲ山西省太原府ニ移スノ上諭出ヅ  
 二十一日  
 露ノ第二軍伊拉哈站ヲ取ル  
 二十五日  
 露國北京撤兵ヲ列國ニ回章ス  
 露國ハ秩序回復シ鐵道保護セラレナハ滿洲ヨリ撤兵スベキヲ列國ニ約ス  
 二十六日  
 廈門送兵ノ爲メニ動員令下ル  
 二十七日  
 露ノ第二軍齊々哈爾ヲ占領ス  
 二十八日  
 廈門送兵中止ス  
 露ノ第四軍寧古塔ヲ陷ル  
 三十日  
 露ノ第一軍第二軍連絡ス  
 三十一日  
 英國ハ外國ノ補助ヲ要スベキモノアルトキハ先ヅ之ヲ英國ニ謀  
 十七

十五日

(露國大動員ヲ行フ)

(露ノ第二軍興安嶺ヲ取ル)

十八日

(露國ハ牛莊港露國假民政施行規則ヲ作ル)

(露ノ第二軍黑耳根城ヲ取ル)

二十日

(清帝都ヲ山西省太原府ニ移スノ上諭出ヅ)

二十一日

(露ノ第二軍伊拉哈站ヲ取ル)

二十五日

(露國北京撤兵ヲ列國ニ回章ス)

(露國ハ秩序回復シ鐵道保護セラレナハ滿洲ヨリ撤兵スベキヲ列國ニ約ス)

二十六日

(廈門送兵ノ爲メニ動員令下ル)

二十七日

(露ノ第二軍齊々哈爾ヲ占領ス)

二十八日

(廈門送兵中止ス)

(露ノ第四軍寧古塔ヲ陷ル)

三十日

(露ノ第一軍第二軍連絡ス)

三十一日

(英國ハ外國ノ補助ヲ要スベキモノアルトキハ先ヅ之ヲ英國ニ謀)







三月に改定し其のともせに...  
 露國軍隊ノ占領セル黑龍江左岸地方ニ於ケル露國軍隊行政  
 權及ビツエア河以南ニ於ケル一時ノ行政權ハ露國境界委員  
 ノ手ニ置カル境界委員ノ居住所ハ愛琿タルベク而シテ該委  
 員ハ全然露人ニ對シテハ土地ヲ讓與スベシ  
 右ノ外黑龍州軍務知事グリブスキ將軍ハ滿洲人民ニ對シテ布告ヲ  
 發シ露國ノ滿洲併領ハ清人ガブラゴウニチエンスクヲ攻撃セルヲ  
 處罰センガ爲ニシテ露國ノ恐ルベキ復仇ハ居住民ニ對シテ露國勢力  
 ノ尊敬スベキヲ知ラシムルニ足ルベク露國政府ハ今後居住民ガ鐵  
 道工夫ニ害ヲ加フルコトナク極メテ平穩ニ其生ヲ營マン事ヲ望ム  
 モノナルヲ告ゲタリト  
 (露ノ第一軍二軍三軍呼蘭城ヲ攻メテ敗ル)  
 十四日

營並輻重貯蓄所トシテ之ヲ保存スベシ  
 五露國軍隊ノ占領セル黑龍江左岸地方ニ於ケル露國軍隊行政  
 權及ビツエア河以南ニ於ケル一時ノ行政權ハ露國境界委員  
 ノ手ニ置カル境界委員ノ居住所ハ愛琿タルベク而シテ該委  
 員ハ全然露人ニ對シテハ土地ヲ讓與スベシ  
 右ノ外黑龍州軍務知事グリブスキ將軍ハ滿洲人民ニ對シテ布告ヲ  
 發シ露國ノ滿洲併領ハ清人ガブラゴウニチエンスクヲ攻撃セルヲ  
 處罰センガ爲ニシテ露國ノ恐ルベキ復仇ハ居住民ニ對シテ露國勢力  
 ノ尊敬スベキヲ知ラシムルニ足ルベク露國政府ハ今後居住民ガ鐵  
 道工夫ニ害ヲ加フルコトナク極メテ平穩ニ其生ヲ營マン事ヲ望ム  
 モノナルヲ告ゲタリト  
 (露ノ第一軍二軍三軍呼蘭城ヲ攻メテ敗ル)  
 十四日

(獨逸外債二千萬弗ヲ米國ニ募ル)  
 (呼蘭城陷ル)  
 十六日

(獨軍大沽ニ着ス)  
 十九日

(李鴻章大沽ニ着ス)  
 (獨逸ハ首謀者ヲ引渡スニアラサレハ講和談判ヲ開始スベカラザル  
 コトヲ各國ニ提議ス)  
 二十日

(露獨軍北塘ヲ陷ル)  
 二十一日

(露ノ第六軍蘆臺砲臺ヲ占領ス)  
 二十三日



三月廿九日  
 露軍ニ降ル  
 二十一日  
 二十三日  
 二十七日  
 三十一日

二十二

露ノ第一軍第二軍第三軍第四軍吉林ヲ攻ム吉林都統長順城ヲ開テ  
 露軍ニ降ル

二十四日

(清帝西安ニ宮城ノ建第ヲ命ズ)

(露ノ第五軍牛莊城ヲ陥ル)

二十七日

(露兵ノ一部北京ヨリ撤退ス)

(露ノ第六軍唐山炭鐵ヲ占領ス)

(露ノ第五軍鞍山ヲ取ル)

二十八日

(露ノ第五軍遼陽ヲ占領ス)

二十九日

(十月一日ヨリ帝都ヲ西安ニ遷スノ上諭出ヅ)

ツコスキー大佐拉林ヲ取リ第四軍ト連絡ス

三十日

(奉天都統増祺新民屯ニ走ル)

十月

一日

(露ノ第五軍奉天府ヲ占領ス)

(露帝動員中止ノ詔ヲ下ス)曰ク

露國皇帝ハ十月一日ヲ以テ動員中止ノ詔ヲ發シ西比利軍隊減縮  
 ノ手續ヲ指示シ玉ヘリ即チ直隸方面ノ軍隊ハ現編制ノ儘戰地ニ  
 滯マリ滿洲其他ノ清國領土ニ駐屯スル軍隊ハ約束的兵裝ヲナシ  
 國境内ニ在ル各軍隊ハ少數ノモノヲ除キ最少量ノ兵裝ヲナシ  
 平時編制ニ復スベシ今後政府ハ詔令ヲ待テテ第二次動員中止ノ  
 手段ヲ執ルベシ即チ右詔令ノ効力ノ及バザリシ軍ハ編制ヲ更メ

二十三



三月廿七日  
 露兵ノ虐殺ヲ蒙リタルモノノ左ノ如シ  
 露兵ノ虐殺ヲ蒙リタルモノノ左ノ如シ  
 露兵ノ虐殺ヲ蒙リタルモノノ左ノ如シ  
 露兵ノ虐殺ヲ蒙リタルモノノ左ノ如シ

テ平時編制トナシ並ニ遠征軍ヲ召還スベキナリ  
 (露兵ノ虐殺ヲ蒙リタルモノノ左ノ如シ)

琿春城俄人ノ報	二千	人	三姓城	四千
愛琿城	一千五百	人	サハリン	五百
大興口觀音山	四百	人	漠河	六百
四樹屯	二百	人	海拉兒及其附近	三千
黑河屯	六千	人	柳樹屯	五百
イルクツク附近ノ一村				四百
ハバロフスク市附近ノ一村				五百
合計	一万九千六百	人		

此外黑龍江沿岸ノ俄領兵村ニアリシ清國商店員ハ悉ク虐殺セラレタルヲ以テ之ヲ算入セバ優ニ二萬五千人ニ上ルベシ  
 (聯合軍山海關ヲ取ル)

(露公使天津ニ引上ケ)

二日 (ドレハ、ロ、ス、キ、イ、大佐奉天府ハ知事ニ任セラレ)

三日 (ノウヲウレミヤハ、白河以北ニ他國勢力ノ樹立ヲ許スベカラズト論ズ)

第五軍ハ先鋒、ミ、ス、チ、エ、ン、コ、大佐鐵嶺ヲ取リ第二軍ノ前哨ト連絡ス  
 第五軍ハ支隊長、ク、サ、チ、ン、ス、キ、大佐奉天ノ東四十八露里ノ地ニ在ル、フ、オ、グ、シ、エ、ン、チ、ユ、ン、城(撫順城カ)ヲ取ル

九日

(第五軍ノ支隊長、シ、タ、ゲ、ル、ベルグ將軍新民ニ向フ)

十二日

(英將グリスリー中將英佛獨伊ノ兵ヲ率テ保定府ニ向フ)



三月三日  
 天津ヨリ退發セル佛將バイエ保定府ヲ取ル  
 (滿洲鐵道中穆稜驛タイマチャフ驛間成ル)  
 李鴻章北京ニ着ス  
 露國公債五千萬弗ヲ米國ニ募ル  
 (英國ニ於テ英獨間ニ支那保全ノ協定アリ)  
 獨國政府及ビ英國政府ハ清國ニ於ケル其利益及ビ其現行條約上  
 ニ於ケル其利益ヲ保持センコトヲ希望シ同國ニ於ケル其相互ノ  
 政策ニ關シ左ノ主義ヲ守ルベキコトヲ約ス  
 第一、清國ノ河川及沿海ノ諸港ヲ何國ノ差別ナク總テ各國民ノ  
 貿易及ビ其他各種正當ノ經濟的活動ニ對シ自由開放シ置クハ列  
 國ニ共通スル永久ノ利益ナリトス依テ獨國政府及ビ英國政府ハ  
 苟モ其勢力ヲ及ボシ得ル限り總テノ清國領土ニ對シ此ノ主義ヲ  
 守ルベキコトヲ約ス  
 第二、獨國政府及ビ英國政府ハ現下ノ紛擾ヲ利用シテ自己ノ爲  
 ヲ清國版圖内ニ於テ何等ノ領土上ノ利益ヲ獲得セザルベク且ツ  
 其政策ヲシテ清國領土ノ状態ヲ變ゼズシテ維持スルノ方針ニ向  
 ハシムベシ  
 第三、他ノ列國ニシテ清國現下ノ紛擾ヲ利用シテ形式ノ如何ニ  
 拘ラズ領土上ノ利益ヲ獲得セントストキハ獨國政府及ビ英國  
 政府ハ清國ニ於ケル自國ノ利益ヲ保護スル爲メ取ルベキ措置ニ  
 關シテ豫メ協商ヲ遂グベキコトヲ保留ス  
 第四、獨國政府及ビ英國政府ハ他ノ關係列國特ニ佛蘭西伊太利

十三日

二十六

(天津ヨリ退發セル佛將バイエ保定府ヲ取ル)

(滿洲鐵道中穆稜驛タイマチャフ驛間成ル)

十四日

(李鴻章北京ニ着ス)

十五日

(露國公債五千萬弗ヲ米國ニ募ル)

十六日

(英國ニ於テ英獨間ニ支那保全ノ協定アリ)

獨國政府及ビ英國政府ハ清國ニ於ケル其利益及ビ其現行條約上

ニ於ケル其利益ヲ保持センコトヲ希望シ同國ニ於ケル其相互ノ

政策ニ關シ左ノ主義ヲ守ルベキコトヲ約ス

第一、清國ノ河川及沿海ノ諸港ヲ何國ノ差別ナク總テ各國民ノ

貿易及ビ其他各種正當ノ經濟的活動ニ對シ自由開放シ置クハ列

國ニ共通スル永久ノ利益ナリトス依テ獨國政府及ビ英國政府ハ

苟モ其勢力ヲ及ボシ得ル限り總テノ清國領土ニ對シ此ノ主義ヲ

守ルベキコトヲ約ス

第二、獨國政府及ビ英國政府ハ現下ノ紛擾ヲ利用シテ自己ノ爲

ヲ清國版圖内ニ於テ何等ノ領土上ノ利益ヲ獲得セザルベク且ツ

其政策ヲシテ清國領土ノ状態ヲ變ゼズシテ維持スルノ方針ニ向

ハシムベシ

第三、他ノ列國ニシテ清國現下ノ紛擾ヲ利用シテ形式ノ如何ニ

拘ラズ領土上ノ利益ヲ獲得セントストキハ獨國政府及ビ英國

政府ハ清國ニ於ケル自國ノ利益ヲ保護スル爲メ取ルベキ措置ニ

關シテ豫メ協商ヲ遂グベキコトヲ保留ス

第四、獨國政府及ビ英國政府ハ他ノ關係列國特ニ佛蘭西伊太利

二十七



手後を改むし其のともせ  
るは終るに因りて  
○満洲の紛争を止むるは  
母なるカ  
○

日本奥大利匈牙利露西亞及北米合衆國ニ本協定ヲ通知シ之ニ記  
載セン主義ヲ認容センコトヲ勸告スベシ

十七日

(佛軍正定府ニ入ル)

二十一日

(奉天吉林ハ連絡通ズ)

二十五日

(露國政府ノ辯解的訓令)

露國外務大臣ヨリ各國駐劄ノ代表者ニ發シタル電訓左ノ如シ

清國ニ於ケル紛擾湧發ノ當時ヨリ帝國政府ガ力ヲ盡シタル最  
近ノ口のハ左ノ如クナリキ

第一、北京ニ於ケル露國代表者ヲ保護シ並ニ清國匪徒ノ罪行  
ヨリ露國臣民ノ安全ヲ保スルコト

第二、清國内ニ法律的秩序ヲ立ツルガ爲メ紛擾鎮定  
コ要スル助力ヲ北京政府ニ與フルコト是也

第三、其後利益關係ヲ有スル列國ガ前顧同様ノ目的ヲ以テ清  
國ニ軍隊ヲ派遣スルヲ決シタル際帝國政府ハ清國事件ニ關  
シテハ以下ノ綱領ニ基キテ動作センヲ提議シタリ即チ(一)  
列國全体ノ協力一致ハ堅ク之ヲ維持スルコト(二)支那古來ノ政  
府組織ハ之ヲ保存スルコト(三)清帝國ノ分割ヲ來タスガ如キ所  
爲ハ一切之ヲ排除スルコト(四)協力シテ清國內ニ安寧秩序ヲ保  
持シ得ベキ法律上ノ中央政府ヲ北京ニ建設スルコト此也  
以上ノ各項ニ付テハ殆ンド總テノ列國間ニ同意成立シタリ何  
等此外ノ目的ニ驅ラレズ帝國政府ハ堅ク以上述べタル綱領ヲ  
守リ又猶之ヲ守ラント欲スルモノ也  
若夫牛莊ニ於ケル我軍隊ニ對スル匪徒ヲ襲撃並ニ我國境ニ於



支那人ノ一皮ナラズ他視ノ行爲等例ヘバ何等由來スベキ  
 原因ナキ一ラゴエチエンスクノ砲撃ノ如キ事局ノ進行露國ヲ激  
 昂セシメ遂ニ牛莊ノ占領ト爲リ又滿洲域内ニ露兵ノ派遣ト爲  
 リタル如キニ至リテハ我ハ即清國匪ノ攻撃ヲ反撃センガ爲  
 メ特別ノ必要ヨリ一時ノ手段ヲ取りタル者ナレバ之ヲ以テ全  
 ク帝國政府ノ政略ト異ナレル所ノ何等利己的ノ籌策ナリト證  
 斷スルヲ得ズ滿洲ニ於テ速ニ堅固ナル秩序ノ確定セラレ又東  
 清鐵道會社ニ與ヘラレタル特權ニ關シ清國ト特別ノ約束ヲ以  
 テ布設ヲ保證シアル鐵道ノ保護ニ就キ總テ必要ノ手段ヲ取ラ  
 ル、ニ於テハ併シナガラシ方ノ動作障礙ト爲ラザル限リ我露  
 國ハ隣帝國ノ版圖内ヨリ軍隊ヲ引上ルコトヲ猶豫セザルベシ  
 外國又ハ各國會社ノ有スル利益例令ハ露國ガ占領シタル開港  
 場牛莊ニ於ケル並ニ露國軍隊ヲ以テ修設シタル鐵道線路ニ於

ケル利益ハ勿論決シテ犯サル、コトナク充分之ヲ確保セラレ  
 ヘシ豫期シタルヨリ一層速カニ境遇ヲ變更セシ今回ノ北京占  
 領ヲ以テ帝國政府ノ重ナル第一ノ目的ハ貫徹セラレタリ即チ  
 各國ノ代表者ハ同ヲク重團ノ内ニアリシ外國臣民ト共ニ救助  
 セラレタレバ也第二ノ目的即チ秩序及各國ニ對スル當然ノ關  
 係ヲ確立セシムルガ爲メ法律上ノ中央政府ニ助力ヲ與フルコ  
 トハ清皇帝ヲ初メトシ攝政太后及ヒ總理衙門ノ首府ヲ去リタ  
 ルニ依リ時節到來スルニ至ルマテ困難タルヲ免レズ  
 以上ノ次第ナルヲ以テ帝國政府ハ各國使臣ガ其任國ノ政府ナ  
 キ北京ニ尙ホ續イテ駐留スルノ理由アルヲ認メズサレバ帝國  
 政府ハ其公使ナル四等官ヤールスヲ一切館員ト共ニ天津ニ召  
 還セント欲ス又露國軍隊ハ指定ノ地ニ向テ公使館員ト同行ス  
 ベシ抑々我露國ガ初メ定メタル目的ノ範圍ヲ逸セズシテ執リ



三月廿一日  
 三月廿二日  
 三月廿三日  
 三月廿四日  
 三月廿五日  
 三月廿六日  
 三月廿七日  
 三月廿八日  
 三月廿九日  
 三月三十日  
 三月三十一日

來リタル而カモ一度ナラズ宣言シタル確固不拔ノ決心ヨリス  
 レバ露國軍隊ノ今後北京ニ屯在スルコトハ全ク目的ナキ者タリ  
 然リト雖モ法律上ノ清國政府ガ新ニ政權ヲ振ヒテ列國ト談判  
 ヲ爲スガ爲メ全權ヲ委テタル代表者ヲ任命ス。ヤ否ヤ我露國  
 ハ列國政府トノ同意ニ依リ談判ヲ爲スノ目的ヲ以テ全權委員  
 等ヲ任命スルコトヲ躊躇セザルベク而シテ彼等ヲ談判ノ爲メ  
 ニ選定セラレタル場所ニ向ケテ差立ツベシ  
 以上ノ諸件ヲ貴殿ノ任國政府ニ傳達スルコトヲ貴殿ニ訓令ア  
 ルト同時ニ右政府ハ我ノ所見ヲ充分理解是認センコトヲ希望ス

二十六日

(清帝西安に着ス)

二十七日

第六軍ノ枝隊長アルグアングレスキー大佐(歩兵二中隊及哥薩克騎

兵若干ヲ率フ)寧河ヲ占領ス

二十九日

(帝國英獨協商ニ加入ス)

狙撃歩兵第十二聯隊ハバロフスクノ守備ニ任ズ

三十日

露將フオン少將東部西伯利第十四狙撃聯隊第一大隊ヲ騎兵第二  
 中隊第五山砲半中隊ヲ率テチャビゴイノ六統領ハイデンギエトム  
 ナヘニ戦フテ之ヲ敗ル然レドモチャビゴイヲ拔ク能ハズシテ還ル

三十一日

露ハ第六軍ノ枝隊ツエルビツキー少將(歩兵二中隊二砲門ヨリ成ル)  
 錦州ヲ占領ス

英獨協商ニ對シ露國政府ハ左ノ如ク回答セリ  
 獨逸及英國ノ間ニ締結サレタル協商ハ露國ノ見地ヨリ觀レハ大







三月廿七日  
 三月廿八日  
 三月廿九日  
 三月三十日  
 三月三十一日  
 四月一日  
 四月二日  
 四月三日  
 四月四日  
 四月五日  
 四月六日  
 四月七日  
 四月八日  
 四月九日  
 四月十日  
 四月十一日  
 四月十二日  
 四月十三日  
 四月十四日  
 四月十五日  
 四月十六日  
 四月十七日  
 四月十八日  
 四月十九日  
 四月二十日  
 四月二十一日  
 四月二十二日  
 四月二十三日  
 四月二十四日  
 四月二十五日  
 四月二十六日  
 四月二十七日  
 四月二十八日  
 四月二十九年  
 四月三十日  
 五月一日  
 五月二日  
 五月三日  
 五月四日  
 五月五日  
 五月六日  
 五月七日  
 五月八日  
 五月九日  
 五月十日  
 五月十一日  
 五月十二日  
 五月十三日  
 五月十四日  
 五月十五日  
 五月十六日  
 五月十七日  
 五月十八日  
 五月十九日  
 五月二十日  
 五月二十一日  
 五月二十二日  
 五月二十三日  
 五月二十四日  
 五月二十五日  
 五月二十六日  
 五月二十七日  
 五月二十八日  
 五月二十九日  
 五月三十日  
 六月一日  
 六月二日  
 六月三日  
 六月四日  
 六月五日  
 六月六日  
 六月七日  
 六月八日  
 六月九日  
 六月十日  
 六月十一日  
 六月十二日  
 六月十三日  
 六月十四日  
 六月十五日  
 六月十六日  
 六月十七日  
 六月十八日  
 六月十九日  
 六月二十日  
 六月二十一日  
 六月二十二日  
 六月二十三日  
 六月二十四日  
 六月二十五日  
 六月二十六日  
 六月二十七日  
 六月二十八日  
 六月二十九日  
 六月三十日  
 七月一日  
 七月二日  
 七月三日  
 七月四日  
 七月五日  
 七月六日  
 七月七日  
 七月八日  
 七月九日  
 七月十日  
 七月十一日  
 七月十二日  
 七月十三日  
 七月十四日  
 七月十五日  
 七月十六日  
 七月十七日  
 七月十八日  
 七月十九日  
 七月二十日  
 七月二十一日  
 七月二十二日  
 七月二十三日  
 七月二十四日  
 七月二十五日  
 七月二十六日  
 七月二十七日  
 七月二十八日  
 七月二十九日  
 七月三十日  
 八月一日  
 八月二日  
 八月三日  
 八月四日  
 八月五日  
 八月六日  
 八月七日  
 八月八日  
 八月九日  
 八月十日  
 八月十一日  
 八月十二日  
 八月十三日  
 八月十四日  
 八月十五日  
 八月十六日  
 八月十七日  
 八月十八日  
 八月十九日  
 八月二十日  
 八月二十一日  
 八月二十二日  
 八月二十三日  
 八月二十四日  
 八月二十五日  
 八月二十六日  
 八月二十七日  
 八月二十八日  
 八月二十九日  
 八月三十日  
 八月三十一日  
 九月一日  
 九月二日  
 九月三日  
 九月四日  
 九月五日  
 九月六日  
 九月七日  
 九月八日  
 九月九日  
 九月十日  
 九月十一日  
 九月十二日  
 九月十三日  
 九月十四日  
 九月十五日  
 九月十六日  
 九月十七日  
 九月十八日  
 九月十九日  
 九月二十日  
 九月二十一日  
 九月二十二日  
 九月二十三日  
 九月二十四日  
 九月二十五日  
 九月二十六日  
 九月二十七日  
 九月二十八日  
 九月二十九日  
 九月三十日  
 十月一日  
 十月二日  
 十月三日  
 十月四日  
 十月五日  
 十月六日  
 十月七日  
 十月八日  
 十月九日  
 十月十日  
 十月十一日  
 十月十二日  
 十月十三日  
 十月十四日  
 十月十五日  
 十月十六日  
 十月十七日  
 十月十八日  
 十月十九日  
 十月二十日  
 十月二十一日  
 十月二十二日  
 十月二十三日  
 十月二十四日  
 十月二十五日  
 十月二十六日  
 十月二十七日  
 十月二十八日  
 十月二十九日  
 十月三十日  
 十一月一日  
 十一月二日  
 十一月三日  
 十一月四日  
 十一月五日  
 十一月六日  
 十一月七日  
 十一月八日  
 十一月九日  
 十一月十日  
 十一月十一日  
 十一月十二日  
 十一月十三日  
 十一月十四日  
 十一月十五日  
 十一月十六日  
 十一月十七日  
 十一月十八日  
 十一月十九日  
 十一月二十日  
 十一月二十一日  
 十一月二十二日  
 十一月二十三日  
 十一月二十四日  
 十一月二十五日  
 十一月二十六日  
 十一月二十七日  
 十一月二十八日  
 十一月二十九日  
 十一月三十日  
 十二月一日  
 十二月二日  
 十二月三日  
 十二月四日  
 十二月五日  
 十二月六日  
 十二月七日  
 十二月八日  
 十二月九日  
 十二月十日  
 十二月十一日  
 十二月十二日  
 十二月十三日  
 十二月十四日  
 十二月十五日  
 十二月十六日  
 十二月十七日  
 十二月十八日  
 十二月十九日  
 十二月二十日  
 十二月二十一日  
 十二月二十二日  
 十二月二十三日  
 十二月二十四日  
 十二月二十五日  
 十二月二十六日  
 十二月二十七日  
 十二月二十八日  
 十二月二十九日  
 十二月三十日

(伊軍廣昌ヲ取ル)  
 廣昌ハ山西ト直隸ノ境ニ在リ

九日

露國ハ殘徒鬪伐ヲ中止スルノ提議ヲ爲ス

(盛宣懷ハ二十一萬磅ヲ以テ上海大沽間ノ海底電信ヲ購フ)

露國ハ海城遼陽間遼陽奉天間哈拉賓ヨリ吉林間ニ軍用電信ヲ架設ス

十日

露國ハ天津ニ於テ停車場ニ沿ヒ白河下流二哩ノ地ヲ求ム白耳義モ亦之ニ倣フ

アレキシエフ中將ハ清國ニ左ノ要求ヲ爲シタリトノ説アリ

一、滿州ノ官吏ハ總テ露國ノ承認ヲ經ベシニ、露國ハ其鐵道及利益ヲ保存スル爲ニ必要ノ兵士ヲ駐留スルノ權ヲ有スヘシ

十一日

スホテチ中將奉天鐵嶺遼陽一帶地ノ民政長官ニ任セラル  
 吉林占領軍ノ司令官ハ東清鐵道ニ沿ヘル村落ノ清人ニ對シ二週間  
 内ニ退去ヲ命ス

十二日

滿鐵貿易事務官ヲ報告ニ依レハ哈拉賓齊々哈爾濱間鐵道ハ既ニ汽車  
 ヲ通シ兵員其他ヲ輸送シ居レリ哈拉賓以東ニコリスク方面ニ於ケ  
 ル工事ノ現況ハ凡ソ左ノ如シ

ハルビン、ハングアヘーザ間

凡ソ二五〇 鐵道竣工

ハングアヘーザ、ムーリン間

凡ソ二〇〇 同未竣工

但シ一部分ハ機關車ノミ通セリ

ムーリン、ボグラニエチナヤ間

凡ソ九〇 同 竣工

ボグラニエチナヤ、ニコリスク、ウスリースキ間

凡ソ一五 同

三十七



三月廿三日  
 奉天府ニ於テ終身禁錮  
 全上  
 降一級俸給褫奪  
 降二級  
 官位褫奪  
 遼島終身苦役  
 宗人府ニ禁錮  
 閉門  
 死罪特赦  
 十五日

十三日

(元兇處罰ノ上諭出ツ)

端郡王 奉天府ニ於テ終身禁錮  
 莊親王 全上  
 載瀾 降一級俸給褫奪  
 英年 降二級  
 趙舒翹 官位褫奪  
 毓賢 遼島終身苦役  
 怡親王載勛 宗人府ニ禁錮  
 載瀛 閉門  
 剛毅 死罪特赦

十五日

帝國軍艦摩耶獨艦二隻佛艦二隻此外露英ノ軍艦數隻西安ニ金品ノ

輸送ヲ制止セシカガ爲メニ南京ニ向テ  
 露國新ニ軍艦ボルタワセバストポール並ニ驅逐艇ヲ東洋ニ派遣ス  
 清國使臣ト露政府トノ間ニ滿洲ヲ露國ノ保護ノ下ニ置クコトニ協  
 商成リタリトノ説アリ  
 (各國使臣ハ媾和豫備條約ノ基礎ヲ左ノ如ク定ムルコトニ一致シタ  
 ルノ報アリ)

- 第一 故クツテレル公使ノ紀念碑ヲ建設スル事
- 第二 支那ノ親王一人ヲ獨逸ニ派シ公使殺害ノ罪ヲ謝セシムル事
- 第三 總理衙門ヲ廢止スル事
- 第四 暴動ヲ教唆シタル官人ヲ罰スル事
- 第五 大沽砲臺及ヒ直隸省内ノ他ノ砲臺ヲ壞ツ事
- 第六 兵器及ヒ軍用品ヲ清國ニ輸入スルヲ禁スル事



三月後も改定をしないものとする  
 露國ハ左記ノ條件ヲ以テ清國官吏ノ奉天府及ヒ盛京省ニ於テ行  
 政事務ヲ執行スルヲ承諾スルモノナリ  
 (第一) 増將軍ハ奉天府盛京省ノ治安ニ必要ノ處置ヲ施シ併セ  
 テ、鐵道敷設、工事を就キ露國ヲ幫助スヘシ

第七 暴動ノ起リタル各所ニ於テハ五年間郷試ヲ中止スル事

第八 適度ニ皇帝ト交通接見スル事

第九 公使館護衛兵ヲ永久ニ存置スル事

第十 北京ヨリ海岸ニ到ル沿道ニ外國兵ノ警備隊ヲ置ク事

第十一 外國ノ國家團體及個人ニ償金ヲ支拂フ事

十六日

露國第五軍ノ枝隊(步兵二中隊砲兵一中隊)錦州ヲ發シテ寧遠ニ赴ク  
 奉天遼陽間遼陽錦州間ノ鐵道守備隊援護ノ爲メ旅順及山海關ヨリ  
 三大隊ヲ増派ス

十九日

露國西藏國ニ結ブ

二十一日

(英國更ニ戰艦艦シコロリー一二九五〇噸ヲ東派ス)

(佛兵東陵ヲ占領シ祖廟ヲ毀ツ)

二十二日

牛莊ニ於ケル露國政廳ハ一ノ布告ヲ發ス其ノ要ニ曰ク  
 債權證書及土地家屋ノ買受證書ハ政廳ノ檢閱ヲ受ケ官吏ノ認定  
 シタル價格ノ百分ノ三ヲ納ムヘシ若シ其ノ全部又ハ一部ヲ隱蔽  
 シテ届出テザルトキハ其ノ財産權ノ無效ヲ宣告シ之ヲ官沒スヘ  
 シ

二十五日

奉天都統増祺露軍ニ投シ亞中將ト密約ヲ爲ス其ノ大綱左ノ如シ  
 露國ハ左記ノ條件ヲ以テ清國官吏ノ奉天府及ヒ盛京省ニ於テ行  
 政事務ヲ執行スルヲ承諾スルモノナリ  
 (第一) 増將軍ハ奉天府盛京省ノ治安ニ必要ノ處置ヲ施シ併セ  
 テ、鐵道敷設、工事を就キ露國ヲ幫助スヘシ



三月廿七日  
 露國兵ノ直隸省滿洲及西比利亞ノ境國境ニ在ルモノ左ノ如シ  
 計  
 死 傷  
 三十九日

(第二) 增將軍ハ總テ前記地方ニ於テ軍事ニ關係セル露人ヲ優待シ是等ノ露人ニ宿舍及食料等ノ便宜ヲ與フヘシ  
 (第三) 增將軍ハ同上地方ニ於ケル清兵一切ノ武裝ヲ解キ是ヲ解隊シ露軍ガ未タ占有セサル兵器製造所ノ武器悉皆ヲ露國武官ニ引渡ス可キコトヲ誓約ス  
 (第四) 增將軍ハ露國官吏立會ノ上露國カ未タ占有セサル前記各地ハ武裝ヲ解キ軍事上ノ防禦物並ニ火藥庫等ヲ破壊焚燒ス可シ  
 (第五) 露國占領ノ牛莊及其他ハ露國政府ニ於テ平和秩序ノ回復シタリト認ムル時ハ清國行政ノ下ニ復歸セシム可キヲ約ス  
 (第六) 秩序法律維持ノ爲メ清官吏ハ增將軍ノ指揮下ニ警吏ヲ使用スルヲ得ベシ  
 (第七) 全般ノ監督權ヲ有スル露國辨理官ハ奉天府ニ駐屯シ重

要ナル事項ハ、增將軍ヨリ右辨理官ニ詳細報告ス可キモノトス

(第八) 發生ノ事變ニシテ清國警吏ノ鎮定スル能ハザルモノハ、  
 總督將軍是ヲ奉天府駐在ノ露國辨理官ニ告グ必要ノ援兵ヲ乞フ可シ

(第九) 此條款ハ露文ヲ以テ原文ト爲ス可キモノトス

三十日

露國兵ノ直隸省滿洲及西比利亞ノ境國境ニ在ルモノ左ノ如シ

將校	三、九〇〇人	死	一三三	傷	六七	計	九〇
下士卒	一七三、〇〇〇	死	二五六	傷	一三〇五	計	一五六一
大砲	三四〇門	死	計二七九	傷	一三七二	計	二四六一



三月後も改定を申し奉りしものにもせしむるに終るに三回改定あり  
 此の如く改定ありしものと改定ありしものと  
 〇満洲の事を知るに母は其の事を知るに

十二月

一 日  
 シタケルベルグ中將朝鮮國境ニ向フ

四 日

露兵鳳凰城ヲ取ルハ報アリ

五 日

露國滿洲ヲ精査ス

露國ハ其古領シタル滿洲地方ニ關スル軍事上ノ統計及地理誌編纂ノ目的ニテ參謀士官十七名ニ步兵若干哥薩兵二百ヲ附シテ之ヲ左ノ各所ニ派遣ス

第一 グラフンスキー大佐 大沽ヨリ山海關間

第二 コストフスキー大佐 山海關江間

第三 インスキー中佐 遼東吉林間

十五日  
 露第五軍ハ枝隊安東ヲ取ル

十七 日

露國馬山浦粟九味ニ兵舍貯炭庫及海軍病院ヲ築ク

十九 日

日下山海關及秦皇島附近ノ兵力左ノ如シ

英	三千人	露	千五百人	獨	千人
佛	千人	日	千人	伊	六百人

二十 日

露國國境守備兵ヲ九連城ニ置ク

二十一 日

露國軍艦ロシヤ號以下五隻馬山浦ニ集ル

二十二 日



三月廿七日  
 露國第五軍ハ、枝隊約七百或ハ日一千(鳳凰城ニ冬營ヲ張ル)  
 北京ノ列國公使聯合要求書ニ調印ス  
 二十四日  
 西比利亞狙擊步兵第廿四聯隊旅順口ニ到ル  
 (列國構和條件ニ關スル連名公書十二ヶ條ヲ清國全權委員ニ交付ス)  
 二十五日(日不詳)  
 (佛將ペーロー)涿州ヲ燒シ  
 涿州ハ保定府ノ南ニ在リ  
 二十七日  
 (清國政府ハ連合軍ガ遠征隊ヲ派出セザルヲ條件トシテ聯名公書ヲ承諾スベキコトヲ申出ヅ)  
 二十八日  
 (佛國ハ清國出兵費追加豫算二千九百萬フランヲ可決ス)

北清地方 約一萬人  
 旅順附近 約一萬二千人  
 南北烏蘇里地方 約四萬人  
 武府附近 約五千人  
 齊バイカル地方 約二萬人  
 合計 約八萬七千人  
 露國陸軍大臣ガ露帝ノ旨ヲ奉シテ黑龍沿道總督グロデーコフ將軍及關東省總督アレキシエーフ中將ニ電訓シタルモノ左ノ如シ  
 皇帝陛下ハ卿等ニ左ノ如ク電報スベキコトヲ命セラレタリ  
 吾人ハ勅旨ヲ体シテ管ニ清國領土ノ或部分ヲ露國ニ合併スベカラザルノミナラズ八月十九日發表サレタル公文ニ於テ若シ他列國ノ行動ニシテ妨害ト爲ラザル限リハ漸ヲ以テ滿洲ヨリ我が兵



三後毛改を申し其のいともせにほほゆるに三田のりか  
 龍のう花ととらふ  
 口満四つ初りうまおきお母夜を中つカ  
 二五  
 二五

フ撤スベキ旨ヲ宣言サレタリ卿等ハ此ノ如キ勅意ヲ体シテ滿洲  
 ニ於ケル軍事的行動ヲ成ルベク速ニ終局シ同地方ニ於ケル秩序  
 及安寧ヲ成ルベク速ニ回復スルコトニ全力ヲ注グベシ刻下滿洲  
 ニ於テ露國ノ主眼トスル目的ハ吾人ノ敷設スル鐵道ヲ繼續及ビ  
 終結スルニ在リ卿等及ヒ卿等部下ノ諸員ハ工事ノ復舊ヲ容易ニ  
 シ次デ其ノ着手シタル工事ヲ保護スルコトニ盡力セザルベカラ  
 ズ卿等ノ占領シタル土地ニハ露國ノ政治ヲ布クベカラズ卿等須  
 ク人民ヲ慰撫シ之ヲシテ平和ノ勞動ニ就カシメヨ兵ヲマテ人民  
 ニ壓虐ヲ加ヘザラシメンコトニ意ヲ用フベシ土人ノ生命ト其名  
 譽財産及ビ習慣ハ我が兵ヲシテ之ヲ侵犯セシムベカラズ  
 右ノ如ク昨年末迄ニ露國ノ執レル方針並ニ行動ハ滿洲蕪捲ノ希望ヲ  
 表明シテ餘アリト云フベシ但ダ最終ノ陸軍大臣ノ訓令ヲ見レバ露國  
 ガ曾テ列國ニ宣言シタルガ如ク滿洲ノ占領ヲ敢テセザルガ如ク然レ

ドモ其滿洲占領ヲ敢テセザル所以ノモノハ勢ノ未ダ可ナラザルモノ  
 アレハナリ之ヲ以テ彼レガ滿洲占領ノ希望ヲ拋棄シクルモノト看做  
 スガ如キハ愚ノ極ナリ露國ノ外交ハ巧妙ナリ其方針ハ百年不變ナリ  
 今日可ナラザレバ明日ヲ待テ明日可ナラザレバ明年ヲ待テ東歐ニ於  
 ケル中亞ニ於ケル其爲ス所悉ク同一轍ニ出デザルハナシ況ヤ勅旨ノ  
 如何ニ拘ラズ命令ノ如何ニ拘ラズ邊疆ノ將軍ハ苟クモ勢ノ乘ズベキ  
 アルヲ見レバ斷々乎トシテ侵略的行動ヲ逞フシ成レバ則チ之ヲ王ニ  
 獻シ成リ難ケレバ則チ責ヲ一身ニ引クモノ是レ露國侵略ノ特長ナル  
 ニ於テヲヤ彼レノ此術ハ屢々東歐中亞ニ實演セラレタルノミナラズ  
 現ニ東邦ニ在テカノチヅエリスキ一將軍ガ上命ニ反シテ黑龍江ニ侵  
 入シ將サニ賈罰ヲ蒙ラントセルニ際シ一旦樹テタル國旗ハ撤去ス可  
 カラズトノ敕言ニヨリテ遂ニ其不法行爲ヲ認メラレタルガ如キハ著  
 シキ實例ナリ



其後改定し其のいともせしむるは三田修平の筆  
 龍圖の筆  
 口語の筆

若シ露國コレヲ滿洲占領ニ意ナシトセバ何ゾ日本ノ遼東占領ニ反對  
 スルコトヲ要セシ何ゾ旅順ヲ武裝スルコトヲ要セシ何ゾ團匪ノ亂ヲ機  
 トシテアラユル都府ヲ攻撃スルコトヲ要セシ又何ゾ悉ク其人ヲ殺シ  
 悉ク其要塞防備ヲ破壞スル事ヲ要セシ何ゾ其兵器彈藥ヲ致サシムル  
 ヲ要セシ何ゾ奉天吉林ヲ占領スルヲ要セシ又何ゾ遼々朝鮮ノ國境ニ  
 臨ミテ鳳凰城安東縣大孤山ノ如キヲ占領スルヲ要セシ何ゾ愛琿其他  
 總テノ大都府ニ冠スルニ自國ノ名稱ヲ以テスルコトヲ要セシ何ゾ民  
 政ヲ布クコトヲ要セシ凡ソ此等ノモノ單ニ鐵道保護若クハ正當防禦ノ  
 爲メナリト云ハマ天下誰レカ其妄ニ驚カザルヲ得ンヤ况ンヤ滿洲ノ  
 占領ハ西北利亞ノ腹背ヲ全ウスルニ於テ必要缺ク可ラザルモノナルニ  
 於テヲヤ惟フニ彼レ或ハ思ラク其兵ヲ撤シ其占領ヲ解クナルヘシ然  
 レモ其兵ヲ撤スルヤ又其占領ヲ解クヤ是レ既ニ純然タル自國ノ領土  
 トシテ平和ニ統治シ得ルニ至リタルノ時ナラズンバアラズ即チ戒嚴

介コアラズシテ警察權ヲ以テ支配シ得ルノ時ナラズンバアラズ彼レ  
 ノ遂ニ滿洲ヲ以テ自國權力ノ下トニ置カザレハ止マザルノ決心ハ彼  
 レノ歴史及今回ノ行動ニ照シテ明々白々一點ノ疑ヲ存スルコトナシ且  
 タトヘ其兵ヲ撤シ其占領ヲ解クトモ其威力其權勢ハ牢トシテ全滿洲  
 ニ浸潤シ決シテ撤兵ト共ニ消散スルモノニ非ズ乃ハチ彼レノ希冀ハ  
 優ニ一段實行ノ歩ヲ進メタルモノト云フベキナリ

滿洲ノ地ニシテ一旦露國ノ手ニ落チンカ西ハ清國ノ北部ヲ控制シ東  
 南直チニ朝鮮ノ國境ヲ壓迫シテ其獨立ノ有名無實ニスルハ言フ俟タ  
 ズ朝鮮ニシテ露國權力ノ下ニ落チンカ我日本ハ何レノ點ニ向ツテ將  
 來國力ノ發展ヲ圖ラントスルヤ所謂寸讓尺退遂ニ其咽ヲ扼セラレ其  
 背ヲ打タルニ至テ止ムモノ豈ニ悲シカラズヤ今ノ時ニ迫ラデ一大  
 決心ヲ爲シ以テ彼レノ滿洲ニ於ケル野心ヲ根本ヨリシテ明瞭ニ拋擲  
 セシムルハ吾人ノ祖宗及子孫ニ對スル最モ重要ナル義務ナリト信ズ



右に改定し其のいふも  
記(因)う花(事)りといふ  
口(藩)四(一)つ(新)の(事)を(お)ま(せ)ぬ(母)夜(を)半(少)カ(ニ)シ(テ)也

右報告候也

殿



その後改定し其のいふ也  
記(因)うたれしと  
口語(因)うたれしと  
三田伊予守



うねも改をしあのことせにけは終るに田のりか  
記(出)うねも改をしあのことせにけは終るに田のりか  
口落四つ一紙のりか改をしあのことせにけは終るに田のりか





四月廿四日  
中浚起草

王守仁